

**13. 生活保護法の一部改正に伴う指
定医療機関の指定事務に係る留意
事項等について（情報提供）**

**（平成 26 年 2 月 18 日厚生労働省社
会・援護局保護課医療係長事務連
絡）**

事務連絡
平成26年2月18日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務
に係る留意事項等について（情報提供）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）については、平成25年12月13日に公布され、今後、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「施行令」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）並びに「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。）等についても所要の改正を行なっています。

併せて、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」といい、改正前の法を「現行法」、改正後の法を「改正法」という。）、施行令及び規則を踏まえ、指定医療機関の指定事務に関する下記の留意事項等について周知（通知）を行う予定にしていますが、都道府県（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）の担当者におかれでは、予めその内容についてご了知いただき、必要な準備を進めていただくようお願いします。

なお、改正後の施行令や規則に関する記述については、現時点における案の内容であり、今後、パブリックコメント手続等を通じて、修正等がなされる場合があることにご留意願います。

記

1 改正法における指定医療機関制度等の見直し

現行法では、法による医療扶助のための医療を担当する病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等（以下「指定医療機関」という。）の指定及び指定取消しについて、他の医療制度に比べ、具体的な要件が規定されておらず、不適正な医療機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にある。

このため、改正法では、健康保険の取扱等を参考に、指定医療機関制度等の見直しを行っているが、その内容は主に次のとおりである。

(1) 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

改正法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）は指定医療機関の指定をしてはならないものとする。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができるものとする。

（欠格事由の例）

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者又は管理者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・開設者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定医療機関が、改正法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。

（取消要件の例）

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

(2) 指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入

ア 指定医療機関の指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとする。（改正法第49条の3第1項）

イ 指定の更新申請のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその家族のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までに間に別段の申し出がないときは、更新の申請があつたものとみなすものとする。（同条第4項）

(3) 不適切な事案等への対応の強化

ア 指定医療機関又は保険医療機関の指定取消しがなされた場合の対応

法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとする。

- ・都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）に通知しなければならないものとする。（改正法第83条の2）
- ・健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとする。（改正法第51条第2項）

イ 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、都道府県知事又は厚生労働大臣は、必要と認める事項の報告若しくは診療録等の提出を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとする。（改正法第54条）

ウ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。（改正法第78条第2項）

エ 指定医療機関への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県が行うべきものであるが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定医療機関への立入検査等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）が判断した場合には、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）による指導等も実施できるものとする。（改正法第84条の4）

2 改正法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

（1）指定医療機関に対する改正法の内容の周知徹底

都道府県は、管内の指定医療機関に対して、上記1に掲げる指定医療機関制度等の見直しに関する事項及び下記アからウまでに掲げる施行に伴う経過措置に関する事項について予め周知を行うとともに、円滑な施行が図られるよう協力を求める。

ア 現行法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において改正法第49条による指定を受けたものとみなされるものとする。（生活保護法の一部を改正する法律附則（以下「一部改正法附則」という。）第5条第1項）

イ 一部改正法附則第5条第1項の規定により改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関は、施行日から1年以内であって厚生労働省令で定める期間（1年間を予定）内に改正法の規定による指定の申請をしなければ、その指定の効力を失うものとする。（一部改正法附則第5条第2項）

ウ 一部改正法附則第5条第1項の規定により改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関の最初の指定の更新については、6年後までではなく、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日を予定）までに行うも

のとする。（一部改正法附則第5条第3項）

（2）指定医療機関に対する指定申請書類の送付

改正後の規則第10条第2項において、指定の申請を受けようとする医療機関の開設者は、病院等の名称及び所在地、健康保険法に規定する保険医療機関等である旨、改正法に規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約等の事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出することとしている。

そのため、都道府県は、上記（1）のイに記載している指定の申請が円滑に行われるよう、別添1の様式例を参考に改正後の規則第10条第2項に規定する申請書又は誓約書等の様式を作成し、管内の指定医療機関に対し上記（1）の周知と併せ、送付すること。

（3）一部改正法附則第5条第2項の規定による申請状況の確認

都道府県は、施行日より一部改正法附則第5条第2項の規定に係る申請を受理することとなるが、常時、管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。

（4）一部改正法附則第5条第2項の規定による申請に基づく指定の審査等

ア 都道府県は、受理した申請について、申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、改正法第49条の2の規定による指定を行うことが適当と判断される場合には、改正法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。

イ 併せて、一部改正法附則第5条第3項の規定により、最初の指定の更新については、6年後ではなく、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日）までに、更新の申請を行う必要があることを通知すること。

ウ ア及びイの通知については、別添2の様式例を参考にする等して作成した文書により行うこと。

エ なお、アの指定については、改正法第55条の3第1項第1号の規定による告示は不要であること。

3 その他の留意事項

（1）現行法による指定を受けている医師又は歯科医師

現行法による指定を受けている医師又は歯科医師（いわゆる往診医師・歯科医師）は、施行日において、診療所を開設しているものとみなして改正法第49条による指定を受けたものとみなし、一部改正法附則第5条第2項の規定及び同条第3項の規定を適用するものとする。

（一部改正法附則第5条第4項）

したがって、当該医師又は歯科医師に係る施行に伴う指定事務については、上記2の（2）から（4）までと同様の取扱いとすること。

（2）改正法による新規の指定の申請

改正法による新規の指定の申請を受けようとする者は、改正法の規定の例により、施行日前においてもその申請をすることができるものとする。（一部改正法附則第8条）

ただし、この場合指定の最初の更新に係る始期について一部改正法附則第5条第3項の規定による経過措置は適用されないため、指定日については、施行日以降の日付における当該医療機関の希望する日を参考にしながら決定すること。

別添1様式例（申請書）

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード					
所 在 地	〒 () -							
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)						
	生年月日			年 月 日				
	住所(所在地)	〒						
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日			
	住所	〒						
診 療 科 名								
病 床 数	一般	床 (床)		結核	床 (床)			
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)			
	精神	床 (床)						
健康保険法による指定	有 指定申請中		有効期間	年 月 日から	年 月 日まで			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 無 指定申請中		年 月 日指定(申請)					
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。	氏 名					
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)							

上記のとおり指定を申請します。

平成 年 月 日

(申請先)

○ ○ 知 事(市 長)

〒
住 所

申請者(開設者)

〒() -

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(市長)に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、県(市)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

別添1 様式例（誓約書）

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

○ ○ 知事殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 3 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 4 医師法（昭和23年法律第201号）
- 5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 8 医療法（昭和23年法律第205号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 11 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 12 葬事法（昭和35年法律第145号）
- 13 葬儀師法（昭和35年法律第146号）
- 14 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 16 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 18 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 19 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 20 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 21 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事

実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含む。）。

5 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

6 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

7 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

8 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する。

別添 2 様式例（通知）

〇〇〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇病院
(開設者) 殿

〇〇県知事

生活保護法の一部を改正する法律附則第5条第2項
の規定による申請に基づく指定について

平成〇〇年〇月〇日付けであった生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）附則第5条第2項の規定による申請について下記のとおり指定したので、通知する。

記

- 1 指定医療機関名 〇〇〇〇〇〇病院
- 2 指 定 日 平成26年7月1日
- 3 指定の有効期間 平成〇〇年〇月〇日（貴保険医療機関（保険薬局）の指定有効期間の満了日）まで

**14. 生活保護法の一部改正に伴う指
定助産機関及び指定施術機関の指
定事務に係る留意事項等について
(情報提供)**

**(平成 26 年 2 月 18 日厚生労働省社
会・援護局保護課医療係長事務連
絡)**

事務連絡
平成26年2月18日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務
に係る留意事項等について（情報提供）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）については、平成25年12月13日に公布され、今後、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「施行令」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）並びに「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）等についても所要の改正を行っており、改正を行っています。

併せて、改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」といい、改正前の法を「現行法」、改正後の法を「改正法」という。）及び施行令並びに規則を踏まえ、指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に関する下記の留意事項等について周知（通知）を行う予定にしていますが、都道府県（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）の担当者におかれましては、予めその内容についてご了知いただき、必要な準備を進めていただくようお願いします。

なお、改正後の施行令、規則または運営要領に関する記述については、現時点における案の内容であり、今後、パブリックコメント手続等を通じて、修正等がなされる場合があることにご留意願います。

記

1 改正法における指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し

現行法では、法による出産扶助のための助産を担当する助産師（以下「指定助産機関」という。）又は法による医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅ

う師若しくは柔道整復師（以下「指定施術機関」という。）の指定及び指定取消しについて、具体的な要件が規定されておらず、不適正な助産機関や施術機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にある。

このため、改正法では、医療機関の指定制度に係る規定を準用し、指定助産機関制度及び指定施術機関制度についても見直しを行っているが、その内容は主に次のとおりである。

（1）指定助産機関又は指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

改正法第55条第2項で読み替えて準用する第49条の2第2項各号（欠格事由）（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）のいずれかに該当するときは、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）は指定助産機関又は指定施術機関の指定をしてはならないものとする。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定助産機関又は指定施術機関の指定をしないことができるものとする。

（欠格事由の例）

- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の助産又は施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定助産機関又は指定施術機関が、改正法第55条の第2項で読み替えて準用する第51条第2項各号（第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。

（取消要件の例）

- ・指定助産機関又は指定施術機関が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けたとき。

（2）不適切な事案等への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定助産機関又は指定施術機関であった者についても、都道府県知事は、必要と認める事項の報告若しくは助産録・施術録等の提出を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させができるものとする。（改正法第55条第2項で読

み替えて準用する改正法第 54 条)

イ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により助産又は施術の給付に要する費用の支弁を受けた指定助産機関又は指定施術機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定助産機関又は指定施術機関から、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。(改正法第 78 条第 2 項)

2 改正法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

(1) 指定助産機関及び指定施術機関に対する改正法の内容の周知徹底

都道府県は、管内の指定助産機関及び指定施術機関に対して、上記 1 に掲げる指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直しに関する事項並びに下記に掲げる施行に伴う指定事務に関する事項について予め周知を行うとともに、円滑な施行が図られるよう協力を求める。

ア 改正法による医療扶助のための施術を担当させる施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事が指定するものとする。(改正法第 55 条)

イ 現行法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法第 55 条の 1 の規定による指定を受けたものとみなされるものとする。(生活保護法の一部を改正する法律附則(以下「一部改正法附則」という。) 第 7 条)

また、指定助産機関及び指定施術機関については、施行日以降 1 年以内の申請や 6 年毎の更新は要しないものであること。

ウ 一方、現行法では運営要領の規定により施術(はり・きゅう)を担当するはり師及びきゅう師として登録されている者が、施行日後においても改正法の規定による施術(はり・きゅう)を引き続き担う場合には、新たに改正法第 55 条の 1 の規定による指定を受けるものとする。

エ また、法改正に伴い運営要領についても見直しを行い、「協定書(はり・きゅう)」は他の施術(あん摩マッサージ指圧、柔道整復)の協定書と統合し、「はり・きゅう給付の担当規程」及び「はり・きゅう給付の施術方針」は廃止することとしている。

オ 改正法による新規の指定の申請を受けようとする者(はり師及びきゅう師が上記ウにより指定を申請する場合も含む。)は、改正法の規定の例により、施行日前においてもその申請をすることができるものとする。(一部改正法附則第 8 条)

(2) はり師及びきゅう師に対する指定申請書類の送付

改正後の規則第 10 条の 8 において、指定の申請を受けようとする助産師又は施術者(はり師及びきゅう師が上記(1)のウにより指定を申請する場合も含む。)は、氏名、生年月日及び住所、改正法に規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約等の事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出することとしている。

そのため、都道府県は、特に上記(1)のウに記載しているはり師及びきゅう師に係る指定が円滑に行われるよう、別添の様式例を参考に改正後の規則第 10 条の 8 の規定により提出が必要な申請書又は誓約書等の様式を作成し、運営要領の規定による「はり・きゅう師登録

簿」に登録されている管内のはり師及びきゅう師に対し上記（1）の周知と併せ、送付すること。

（3）はり師及びきゅう師に係る改正法第55条第1項の規定による指定状況の確認等

ア 都道府県は、上記（1）のウに記載している管内のはり師及びきゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。

イ 特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。

このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、一部改正法附則第8条の規定による施行日前の申請を促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。

ウ なお、改正法第55条の3第1号の規定による告示について、上記（1）のウによる指定をしたときは必要であるが、（1）のイによる指定をしたときは不要であること。

別添様式例（申請書）

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

氏 名	(フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 () -		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 称	(フリガナ)	
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所 在 地	〒 () -	
業 務 の 種 類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復		

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

(申請先)

○ 知 事(市 長) 〒 -
住 所

申請者

〒 () -

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(市長)に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、県(市)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

別添様式例（誓約書）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

○ ○ 知事殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）

氏名

印

（誓約項目）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下、申請者という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした。

**15. 生活保護法による医療扶助運営
要領に関する疑義について
(昭和 48 年 5 月 1 日社保第 87 号厚
生省社会局保護課長通知)【改正案】**

新旧対照表(案)

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」

(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知)

(下線部分が改正部分)

改正後	現行
<p>1 医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」といいう。）の審議事項について</p> <p>(問1) 医療扶助審議会の審議事項のうち、<u>医療扶助の適正実施に関して参考意見を述べること等その他必要と認められるもの</u>としては、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(答) 医療扶助の決定実施その他保護の決定実施に当たっての医学的判断等を必要とする事項で、ケースにより福祉事務所及び都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。9において同じ）において審査の結果、なお疑義があると思われる事項はすべて医療扶助審議会の審議事項となしうるものと考えられる。また、例えば、県外委託、非指定医療機関に対する委託（委託継続）の可否及び療養指導あるいは就労指導について医学的見地からも判断を要するものについて諮問すること又は医療扶助の適正実施に関して参考意見を求めるここととして差し支えない。</p>	<p>1 医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」といいう。）の審議事項について</p> <p>(問1) 医療扶助審議会の審議事項のうち、その他必要と認められるものとしては、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(答) 医療扶助の決定実施その他保護の決定実施に当たっての医学的判断を必要とする事項で、ケースにより福祉事務所及び都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。9において同じ）において審査の結果、なお疑義があると思われる事項はすべて医療扶助審議会の審議事項となしうるものと考えられる。また、例えば、県外委託、非指定医療機関に対する委託（委託継続）の可否及び療養指導あるいは就労指導について医学的見地からも判断を要するもの等について諮問することとして差し支えない。</p>
<p>1.3 施術の給付について</p> <p>(問20) 医療扶助運営要領様式第18号の1の2及び様式第18号の1の3の施術の給付要否意見書の「医師同意」欄には、施術の給付にあたり、医師の同意意見を記載させることとしているが、施術のどの場合に記載させることとするのか教示されたい。</p> <p>(答) 施術の給付が認められるのは、柔道整復、あん摩、マッサージ、<u>はり及びき</u></p>	<p>1.3 施術の給付について</p> <p>(問20) 医療扶助運営要領様式第18号の1の2及び様式第18号の1の3の施術の給付要否意見書の「医師同意」欄には、施術の給付にあたり、医師の同意意見を記載させることとしているが、施術のどの場合に記載させることとするのか教示されたい。</p> <p>(答) 施術の給付が認められるのは、柔道整復、あん摩、マッサージ<u>および</u>はり・</p>

ゆうであって、治療上不可欠と認められる場合に限られるものであるので、当該給付の要否判定を行うための判断材料としての見地及び医師の意見に基づき適正な治療を給付する必要があるとの患者保護の見地からは、一部の場合を除き、当然医師の意見が必要である。

以上の趣旨から、医療扶助の一環として施術を給付する場合の手続きについて本法独自のものを定めているものである。

したがって、施術の種類ごとに医師の同意の必要性の有無を示せば、次のとおりである。

- 1 柔道整復 打撲又は捻挫の患部に手当する場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要。ただし、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要。
- 2 あん摩・マッサージ 施術を行う場合はすべて医師の同意が必要
- 3 はり・きゅう 施術を行う場合はすべて医師の同意が必要

(問 20 の 2) 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

(答) 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付要否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付要否意見書の所用事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

きゅうであって、特定の手術後等においてその治療上不可欠と認められる場合に限られるものであるので、当該給付の要否判定を行うための判断材料としての見地及び医師の意見に基づき適正な治療を給付する必要があるとの患者保護の見地からは、当然医師の意見が必要である。

以上の趣旨から、医療扶助の一環として施術を給付する場合の手続きについて本法独自のものを定めているものである。

したがって、施術の種類ごとに医師の同意の必要性の有無を示せば、次のとおりである。

- 1 柔道整復 打撲又は捻挫の患部に手当する場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要。ただし、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要。
- 2 あん摩・マッサージ 施術を行う場合はすべて医師の同意が必要
- 3 はり・きゅう 施術を行う場合はすべて医師の同意が必要

(新設)

**16. 生活保護法による就労自立給付
金の支給について
(平成 26 年●月●日社援発第●号厚
生労働省社会・援護局長通知)【案】**

社援発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護法による就労自立給付金の支給について（案）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）は、生活に困窮する国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

このたび、生活保護法の一部が改正され、平成 26 年 7 月 1 日から生活保護受給者の就労による自立の促進を図ることを目的として、安定した職業に就いたこと等により、生活保護から脱却した者に支給する就労自立給付金が創設されることとなったので、本制度の適正かつ有効な実施を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準としたので申し添える。

記

1 趣旨

生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえ、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。そのため、被保護者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金（以下「給付金」という。）を支給する制度を創設するものである。

2 支給機関

給付金の支給機関は、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長とする。

3 支給要件及び支給方法

被保護者であって、以下の(1)から(4)までのいずれかの要件に該当することにより、保護を必要としなくなったと支給機関が認めた場合に、当該被保護者の申請に基づき、6に定める算定方法に基づき算定した給付金を、世帯を単位として一括して支給する。（法第55条の4関係）

- (1) 世帯員が安定した職業に就き、就労収入を得ることにより、概ね6か月を超えて当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。
- (2) 世帯員が事業を開始し就労収入を得ることにより、概ね6か月を超えて当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。
- (3) 就労による収入を得ている被保護世帯において、当該世帯の就労収入が増加することにより、概ね6か月を超えて当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。
- (4) 就労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する世帯員が職業に就き、就労収入を得ることにより、概ね6か月を超えて当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。

なお、以上の(1)から(4)までの場合における就業の形態は問わないものとする。

4 給付金の性格等

- (1) 給付金は、被保護者が就労により生活保護の受給を受けずに、自分で社会生活に適応した生活を営むことができるよう、自立を促し進めるという目的のために支給するものであり、生活保護法における保護金品とは異なるものである。
- (2) 給付金は、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと認められる被保護者に対して支給するものである。そのため、申請は、被保護者が保護の廃止の直前に行うものとし、その支給に当たっては、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに行うものである。ただし、事後において明らかとなった収入を認定したために遡って保護の廃止を決定する場合等、やむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。
なお、給付金は保護廃止後の生活に充てることを目的とするものであるから、保護廃止の際の要否判定の対象となる収入ではないことに留意されたい。
- (3) 給付金は、就労自立に役立てられるべきものであることから、支給を受ける権利は譲り渡すことができない。(法第 59 条関係)
- (4) 給付金の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。(法第 76 条の 3 関係)
- (5) 給付金の支給を受けた日から起算して 3 年を経過しない被保護者については、保護を必要としなくなったと認められた場合であっても、支給しない。ただし、被保護者が給付金支給の際に就労していた会社等の倒産や事業の廃止などやむを得ない事由(疾病等自己都合による場合を除く)があると認めたときはこの限りでない。
- (6) 給付金は、所得税法第 34 条第 1 項に規定する一時所得に該当するものであることから、支給の決定の通知に当たってはその旨を教示すること。

5 申請による支給の決定

- (1) 支給機関は、氏名及び住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した書面(別紙 1 参照)により支給の申請があったときは、支給要件に該当するかどうかを判断した上で、支給の金額及び方法を決定し、書面(別紙 2 参照)をもって通知すること。

なお、身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでなく、申請者の口頭による陳述を聴取し、必要な措置を探ることで申請書の受理に代えることとする。

(2) 決定の通知は、速やかに行うものとし、標準処理期間は、申請のあった日から 14 日以内とすること。ただし、就労収入の状況の調査に時間を要する等特別な事由がある場合には、これを 30 日以内に行うこととする。
なお、この場合には、決定を通知する書面にその理由を明示すること。

6 給付金の算定方法

給付金の支給額は、算定対象期間（以下(1)）における各月の就労収入額（以下(2)）に対し、その各月に応じた算定率（以下(3)）を乗じて算定した額（1円未満の端数を切り捨て）と上限額とのいずれか低い額とする。

なお、支給対象世帯において、2人以上の世帯員が就労に伴う収入を得ている場合には、それぞれの者について算定の上、合算し、1円未満の端数は切り捨てた上で算定した額と、上限額とのいずれか低い額を支給額とする。

(1) 算定対象期間

保護を必要としなくなったと認めた日が属する月（保護を必要としなくなかったと認められた日が月の初日である場合、その前月）から起算して前 6 か月間の保護受給期間とする。

なお、その期間中に、1か月に満たない月がある場合には、その月を 1 か月とみなして算定する。

また、当該期間中に法第 26 条に基づき月の初日から末日までの期間の全日数にわたって保護を停止した場合は、当該月は算定対象に含まないものとする。法第 27 条及び法第 28 条第 5 項に基づく指導指示違反等により保護を停止している期間については、算定対象期間に含むものとする。

(2) 就労収入額

支給対象世帯の世帯員について、保護の実施機関が、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号）」第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）とする。

(3) 各月に応じた算定率

算定率は、保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1 か月目から 3 か月目までは 30%、4 か月目から 6 か月目までは 27%、7 か月目から 9 か月目までは 18%、10 か月目以後は 12% とする。

(4) 支給額の上限額

単身世帯は 10 万円、複数世帯は 15 万円とする。

7 給付金の周知について

保護の実施機関は、就労支援を実施する被保護者を中心に給付金の周知に努め、就労による保護脱却を働きかけること。

特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行い、被保護者の就労による自立を促すこととしているが、自立活動確認書を作成する場合など被保護者との面談の機会をとらえて、求職活動を促す就労活動促進費の活用等就労に向けた切れ目のない支援や給付金の支給を受けられる仕組みについても十分に説明を行い、早期の保護脱却が図られるよう働きかけること。

なお、支援にあたっては、本人の意思を尊重した就労支援を行い、この制度をもって保護からの脱却を強制することがないよう留意されたい。

8 不服申立

(1) 市町村長がした給付金の支給に関する処分（市町村長が給付金の支給に関する事務の全部又は一部を福祉事務所長等その管理に属する行政庁に委任した場合の当該事務に関する処分を含む。）についての審査請求は、都道府県知事に対して行われるものである。

なお、都道府県知事が給付金の支給に関する事務の全部又は一部を福祉事務所等その管理に属する行政庁に委任した場合の当該事務に関する処分についての審査請求は都道府県知事に、都道府県知事の給付金の支給に関する処分についての審査請求は厚生労働大臣に対して行われるものである。

(2) 都道府県知事は、審査請求があったときは、50日以内に当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

なお、都道府県知事の裁決に不服のある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

また、支給機関が実施した処分の取消しの訴えは、当該処分に関する採決を経た後でなければ提起できないものである。

（法第64条及び第65条関係）

9 費用負担

(1) 都道府県及び市町村は給付金の支給（支給の委託を受けて行うものを含む）に要する費用（以下「就労自立給付費」という。）を支給するものである。

(2) 都道府県は、次の場合において市町村が支給した就労自立給付費の4分の1を負担するものである。

- ① 居住地がないか、又は明らかでない被保護者に支弁したとき
- ② 宿所提供的施設又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁したとき
- (3) 国は、市町村又は都道府県が支弁した就労自立給付費の4分の3を負担する。

(法第70条、法第71条第5号、法73条第3号及び第4号並びに法第75条第2号関係)

10 報告

支給機関は、給付金の支給決定を適切に行う等（11において不正受給の徴収金を徴収する場合を含む。）のために必要があるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、安定した職業に就いた事実や就労収入の額等必要な事項の報告を求めることができる。

(法第55条の5及び法第78条第3項関係)

11 不正受給への対応について

不正受給への対応については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号）」のIVの3費用徴収方法をされたい。

(法第78条第3項並びに法78条の2第2項及び第3項関係)

12 罰則

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものである。ただし、刑法に正条があるときには、刑法による。（法第85条第2項関係）
- (2) 10の報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金に処する。

(法第86条関係)

13 附則

- (1) 平成26年7月1日（改正法施行期日）から給付金の支給を開始する。
支給機関は、支給要件に該当する者に対して遅延なく支給できるよう、被保護者に対する周知など支給に必要な準備を行うこと。
(改正法附則第1条及び第10条関係)
- (2) なお、平成25年12月以前から就労収入の認定を開始している場合は、平成26年1月に就労収入の認定を開始したものとして算定するものとする。

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年月日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名

印

福祉事務所長殿

発 第 号
年 月 日

福祉事務所長

殿

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したから通知します。

記

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 支給額 | 円 |
| 2 保護の廃止時期 | 年 月 日 |
| 3 支給を決定した理由 | |
| 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法 | |

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となります。一時所得には 50 万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50 万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

**17. 生活保護法による就労自立給付
金の取扱いについて
(平成 26 年○月○日社援保発第○号
厚生労働省社会・援護局保護課長
通知)【案】**

社援保発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて（案）

今般、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 26 年 7 月 1 日から生活保護受給者の就労による自立の促進を図ることを目的として就労自立給付金が創設されることとなり、平成 26 年○月○日社援発第○号 厚生労働省社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。）が示されたところであるが、支給にあたっての取扱いについて次のとおり定めることとしたので、了知のうえ、取扱いについて遺漏のないよう配慮されたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準であることを申し添える。

第1 支給要件について

問1 局長通知3(1)にいう安定した職業とはどのようなものか

答 安定した職業について、職種や雇用形態を問わないものとするが、雇用保険の適用となる職業（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること、31日以上の雇用見込みがあること）を目安とする。

問2 局長通知3(3)又は(4)に該当する場合については、収入額に占める就労収入の額が少ない場合でも給付金の支給対象となるか。

答 就労収入の金額の多寡にかかわらず、就労による収入の増加があれば支給対象となる。

問3 保護を必要としなくなった要因が、世帯員の転出等による基準額の変更（減額）のみを原因としている場合には、支給対象としないということでよいか。

答 お見込みのとおりである。

問4 保護施設等への入所者について、保護を必要としなくなった要因が、保護施設等からの退所による基準額変更（減額）のみを原因としている場合には、支給対象にしないということでよいか。

答 保護施設等に入所中に開始した就労によって居宅における最低生活費は上回っているが、その超過額が保護施設事務費に満たないために、その者を被保護者と継続してみなしている場合で、当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限り、退所による基準額変更によって保護廃止となる場合も支給対象として扱って差しつかえない。

問5 保護の廃止時の要否判定では保護をする状態であるが、保護の辞退の申出があり廃止となった場合は、保護を必要としなくなったものとして支給対象となるか。

答 支給対象とならない。

問6 給付金の支給は世帯ごととされていることから、高等学校等を卒業した者が就職して世帯から独立する場合は支給対象とならないものとして解してよいか。

答 お見込みのとおりである。生活保護制度においては、保護は世帯を単位として適用され、原則として脱却についても世帯単位で促すことであること、また、当該給付金を支給すると仮定した場合の未成年者の世帯からの独立は、子どもがその単身生活を維持するのに必要な知識等を十分に獲得していないまま、不安定な独立を促す可能性もあることから、支給しないこととする。

第2 申請による支給の決定について

問1 申請に必要な書面とは具体的にどのようなものか。

答 就労による収入の状況が確認できる収入申告書のほか、被雇用者であれば、賃金、労働時間、労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務内容等の労働契約に係る契約書（又はこれらの事項を証明できる書類）、事業を営む者であれば、売上げ等の収入金額や仕入れや必要経費に関する事項を記録した帳簿等、局長通知3に規定する者に該当することを確認するために必要な書類が該当する。

なお、既に提出されている書類で確認ができる場合には、重ねて提出を求めるものではない。一方、給付金受給後3年以内に再支給の申請をする場合には、やむを得ない事由に該当することが確認できる書類の提出は必要となる。

問2 給付金の申請及び支給は、町村長を経由して行うことはできるか。

答 町村長を通じて行うことはできない。

問3 局長通知5(1)による申請に対し、給付金に関する処分が行われないことについて、申請者が不服申し立てを行う場合の根拠は、行政不服審査法第7条の不作為の不服申し立てによるものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。この場合、申請のあった日から30日以内に支給の決定の通知がないときには、申請者は行政不服審査法第2条第2項の「不作為」に当たるとして不服申立ができるものであることから、速やかな決定の通知をされたい。

第3 給付金の算定方法について

問1 賞与等の就労収入も対象となるか。

答 賞与等の収入であっても、本人の就労収入であるため、算定対象期間の保護廃止前6か月に収入認定されている期間があれば、対象となる。

問2 算定対象期間内に、①転職があった場合や、②就労に伴う収入源が1つから2つ以上に変動した場合については、どのように算定すればよいか。

答 ①算定対象期間内にA社からB社への転職があった場合においては、算定対象期間の算定は、転職前のA社の収入認定開始月を起算点とした算定率を用いることとする。

②また、算定対象期間内に、C社における就労収入に加えて、新たにD社における就労収入を得ることとなった場合については、2以上の収入を得ることになった月以降は収入充当額を合算したうえで、C社の収入認定開始月を起算点とした算定率を用いて算定することとする。

問3 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入し、その後、安定した職業に就いたことにより保護廃止となった場合であって、算定対象期間に他の実施

機関で収入認定した期間も含まれている場合、どのように算定すればよいか。

答 算定対象期間内に、転居等により実施機関が変わった場合については、転居後の保護の実施機関を支給機関とし、他の実施機関で収入認定した額も含む算定対象期間の収入認定額を算定し、支給することとする。

第4 再支給の制限について

問1 給付金の支給を受けた世帯の世帯員が、単身で再度保護を受け、その後に保護を脱却した場合、給付金を受けた日から3年以内である場合には対象となるないと考えて良いか。

答 お見込みのとおりである。

問2 局長通知第4(5)にいうやむを得ない事由とは具体的にどのような場合か。

答 雇用保険の「特定受給資格者」(倒産や解雇等による離職)、「特定理由離職者」(雇い止めなどによる離職)に該当する場合が「やむを得ない場合」として考えられる。なお、自己都合による場合は含まない。

問3 やむを得ない事由については、何をもって証明してもらうのか。

答 公的な機関等が発行する証明書等によることとし、例えば、「特定受給資格者」や「特定理由離職者」の証明は、ハローワークが交付する雇用保険の受給資格者証によることが考えられる。

第5 その他

問1 就労自立給付金は、地方自治法施行令第161条の「10 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費」に含まれると考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問2 給付金の支給を受けた者に不正に給付金を受給しようとする意思がなかつたことが立証される場合で、やむを得ない理由により給付金の返還金が生じる場合等には、どの根拠法に基づき返還されることとなるのか。

答 民法第703条に基づく不当利得返還請求をしていただくことになる。

問3 保護費支給後に収入申告等により就労による収入充当額が異なることがわかつた場合、給付金の算定に当たっての収入充当額は、当該月の正規の金額で計算するのか。

答 お見込みのとおりである。

問4 保護の要件に該当しない者が、不実の申請やその他不正な手段により保護を受けたことにより、不正な給付金の支給を受けた場合には、給付金も保護費とともに法第78条第3項に基づく返還となるのか。

答 お見込みのとおりである。

- 問 5 就労収入の未申告又は過少申告等により法第 78 条に基づき保護金品の一部返還を求める場合、実際の就労収入に基づき給付金を算定した結果、給付金の追加支給が生じる場合がある。このような場合の取扱はどうするか。
- 答 実際の就労収入に基づき算定した結果、追加支給が生じる場合については、本来、本人が得られる給付金の額であることから、追加支給することとする。

**18. 生活保護制度における第三者行為求償事務について
(平成 26 年●月●日社援発第●号厚生労働省社会・援護局長通知)【案】**

(案)

社援発 第号
平成26年 月日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活保護制度における第三者行為求償事務について

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行に伴い、今後、第三者行為を原因とする負傷等に対して医療扶助又は介護扶助の給付があった場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第76条の2の規定に基づき、当該給付に係る費用の限度において生活保護受給者が有する損害賠償請求権を代位取得することとなり、その加害者及び当該者が加入する損害保険会社等に対し、求償を行うことができることとなる。

これを踏まえ、当該求償事務処理の例として、別添「生活保護制度における第三者行為求償事務の取扱要領」を策定したので、これについて御了知の上、管内市町村に対し、その周知を図るとともに、当該要領を参照の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、当該求償事務に関しては、更にその事務処理の詳細について、別途示すこととするので御了知願いたい。

生活保護制度における第三者行為求償事務の取扱要領

第1 趣旨

自動車による交通事故等の第三者行為に関し、地方自治体が生活保護法第76条の2の規定に基づき、生活保護受給者が加害者又は当該者が加入する損害保険会社等（以下「第三者」という。）に対して有する損害賠償請求権を取得した場合において、地方自治体と加害者又は自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）若しくは任意の対人賠償保険（以下「任意保険」という。）の損害保険会社等との間に損害賠償額等についての照会、回答の方途の一例を示し、地方自治体における求償事務の円滑な処理を図ろうとするものである。

第2 生活保護法第76条の2の規定の効果

生活保護受給者が第三者行為被害に遭った場合には、第一義的には、当該生活保護受給者が第三者から損害賠償金の支払いを受け、これをもって必要な医療又は介護サービスを受けるべきものである。しかしながら、損害賠償金の額の確定や支払が行われるまでに相当程度時間を要すること等の事情から医療扶助又は介護扶助（以下「医療扶助等」という。）の適用する場合があることから、その場合、地方自治体が、当該第三者行為により生じた被害のために支弁した医療扶助等の費用の限度において、生活保護受給者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得できるよう生活保護法第76条の2が規定されたものである。

これにより、以下の1から3までの条件を満たす場合、地方自治体は第三者行為により被害の遭った生活保護受給者が加害者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に取得することとなり、これを行使し、かつ賠償金を受領することができるものである。

- 1 医療扶助等の給付事由が第三者の不法行為により生じたものであること。
- 2 福祉事務所がその事故に対してすでに医療扶助等の給付を行ったこと。
- 3 生活保護受給者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在すること。

第3 事務処理の概要

地方自治体における求償事務の処理は、以下の手順により行う。

1 第三者行為被害の届出の受付等

生活保護受給者が自動車による交通事故等の被害に遭い、これを原因とする負傷等について医療又は介護サービスを要する場合には、生活保護受給者に、負傷等の状況、診療等の状況、加害者の情報、損害賠償金の支払状況、示談の有無等

の届出（以下「第三者行為被害届」という。）を提出させた上で、医療扶助等を受けさせる。

併せて、交通事故証明書、事故発生状況報告書、損害賠償請求権の代位取得についての念書等、必要な書類の提出も求める。

なお、負傷等のため、生活保護受給者本人によりこれらの書類の用意が困難な場合には、福祉事務所職員が必要事項を聴取り代筆を行う等必要な支援を行う。

そのほか、当該負傷等の状況にかんがみて緊急に医療又は介護サービスを受けた場合にあっても、第三者行為被害届を速やかに提出するよう、生活保護受給者に対し指導する。

2-A 第三者行為被害に関する損害保険会社等への照会【加害者が自賠責保険等や任意保険に加入している場合】

自賠責保険等や任意保険の適用対象となる事案については、第三者行為による被害を受けた生活保護受給者に対する重複払いを防止する等の観点から、損害保険会社等に対して、回答書式を同封の上、加害者の情報、事故発生状況、損害賠償金の支払状況、過失割合に関する意見、示談の有無等を照会する。

なお、損害保険会社等からの回答が設定した回答期限までに到着せず遅延した場合には、督促状を送る等、適宜督促を行うこととし、それでもなお回答がない場合には、迅速に事務処理を進めるという観点から、回答を待つことなく求償に係る事務処理を進めることとする。

2-B 第三者行為に関する加害者への照会【加害者が自賠責保険等や任意保険に加入していない場合】

自賠責保険等や任意保険の適用対象とならず求償先が加害者本人になる事案については、加害者本人に対して、回答書式を同封の上、当該加害者の情報、事故発生状況、損害賠償金の支払状況、過失割合に関する意見、示談の有無等を照会する。

なお、加害者からの回答が設定した回答期限までに到着せず遅延した場合には、督促状を送る等、適宜督促を行うこととし、それでもなお回答がない場合には、迅速に事務処理を進めるという観点から、回答を待つことなく求償に係る事務処理を進めることとする。

3 第三者行為被害に関する調査（必要に応じて実施）

1及び2による資料等を総合的に検討してなお、事実関係の把握等に不備、不審等があると認められる場合又は1及び2による資料等が未提出のため事実関係の把握が困難な場合には、必要に応じて、福祉事務所の職員により実地調査や関係者への電話照会等を行う。

4 損害賠償請求額の決定・支払請求

第三者行為を原因とする負傷等に対する医療扶助等がなされた場合、これに係る費用を把握し、1から3までの資料等を踏まえ過失割合等を考慮した上で、損害賠償請求額を決定する。

その上で、当該損害賠償請求額の支払請求書を、交通事故証明書や事故発生状況報告書、診療報酬明細書等の請求に必要な書類とともに、加害者又は損害保険会社等に対して通知し、支払請求する。

第4 留意事項

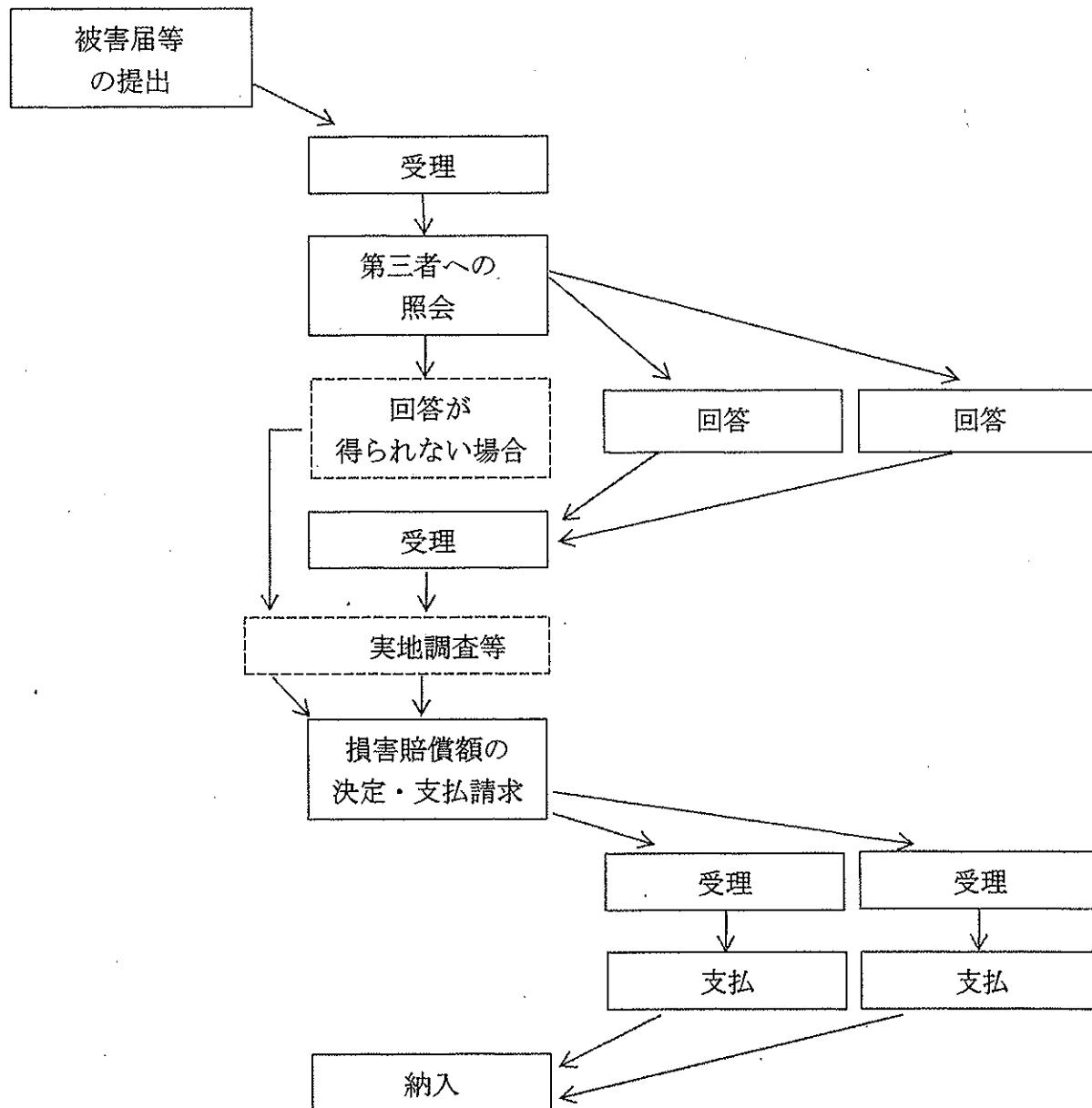
福祉事務所は、管内の生活保護受給者に対し、第三者行為被害があった場合には第三者行為被害届を提出するよう保護開始時や医療券交付時等に、周知・徹底することとする。

また、生活保護受給者の第三者行為を原因とする医療扶助の給付の状況について、福祉事務所は、診療報酬明細書の点検において、診療報酬明細書の特記事項欄の第三者行為であることの記載の有無や、一般的に第三者行為を原因として生じたと考えられる外科、整形外科、脳神経外科、救命救急に係る外傷性疾患（外傷性くも膜下出血、頭部挫傷、頭部打撲、頸部挫傷、頸椎部挫傷、胸部挫傷、鎖骨骨折、顔面挫傷、腰部捻挫等）の有無を確認する等により把握するよう努めるものとする。

そのほか、福祉事務所は、日頃から近隣の救急病院、外科病院、整形外科病院等と連絡関係を構築するよう努めるものとする。例えば、第三者行為を原因とする医療扶助の給付を行う場合には、病院等の窓口において、当該医療扶助の給付を受けた患者が事前に福祉事務所へ第三者行為被害届の提出を行っているか確認等がなされることが望ましい。

事務処理手順のフロー

生活保護受給者 地方自治体 加害者 損害保険会社等



**19. 生活保護制度における第三者行為求償事務の手引きについて
(平成 26 年○月○日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【案】**

(案)

社援保発第 号
平成 26 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

生活保護制度における第三者行為求償事務の手引について

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）の施行に伴い、今後、第三者行為を原因とする医療扶助又は介護扶助の給付があった場合には、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 76 条の 2 の規定に基づき、当該第三者に対し、当該給付に係る費用の限度において、求償を行うことができることとなる。

当該求償事務の取扱いについては、「生活保護制度における第三者行為求償事務について」（平成 26 年●月●日社援発第●号厚生労働省社会・援護局長通知）において定めたところであるが、当該求償権を行使する事案については、被害の届出の提出の求め、事実関係の確認、損害保険会社等への支払請求等、その事務は多岐にわたる上、求償の対象となる第三者の保険加入状況等により求償先も異なる等、その事務処理も画一的なものではない。

このため、今般、基本的な事務処理手順の例を示すものとして、別添のとおり、「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引」を策定したので、これについて御了知の上、管内市町村長に対し、その周知を図るとともに、当該手引を参照の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この改正法第 76 条の 2 の規定の施行は、本年 7 月 1 日からとなるが、当該施行日以前の第三者の行為によって生じた被害に係る医療扶助又は介護扶助の給付については、当該規定の適用とならないので留意されたい。

(別添)

生活保護制度における第三者行為求償事務の手引

平成 26 年〇月

厚生労働省社会・援護局保護課

目 次

第1章 第三者行為求償の事務処理

第1節 第三者行為求償事務の概要

第2節 地方自治体における事務処理手順及びその内容

- 1 第三者行為被害の届出の受付等
- 2 第三者行為に関する加害者又は損害保険会社等への照会
- 3 第三者行為被害に関する調査（必要に応じて実施）
- 4 損害賠償請求額の決定・支払請求

第3節 求償の対象（求償額、消滅時効）

- 1 求償額の算出方法
- 2 求償権の消滅時効

第2章 様式例

参考資料

第1章 第三者行為求償の事務処理

第1節 第三者行為求償事務の概要

1 改正規定の趣旨

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による医療扶助は、生活保護受給者の負傷、疾病について行われる医療について行うものであり、法による介護扶助は、要介護状態等となった生活保護受給者の入浴、排せつ、食事等の介護について行うものであるが、その医療扶助又は介護扶助（以下「医療扶助等」という。）の原因となった事由が当該生活保護受給者及び当該生活保護を実施する地方自治体以外の者の加害行為（以下「第三者行為」という。）によって発生する場合がある。

こうした第三者行為を原因として生活保護受給者が第三者（第三者行為の加害者のみならず、当該第三者が加入する損害保険会社等を含む。以下「第三者」という。）に対し損害賠償請求権を取得した場合、第一義的には、当該第三者に対して損害賠償を請求し、これにより受領した賠償金を治療等に必要な医療費を含む最低生活費に充当すべきであるが、当該損害賠償金の受領の前に医療にかかる必要があるケースが多いため、第三者行為による被害を受けた生活保護受給者（以下「第一当事者被保護者」という。）は、いったん医療扶助等により医療又は介護サービスを受けることとなり、その後、当該生活保護受給者が、第三者に対して損害賠償を請求せず、賠償金が第三者から支払われない事案が存在する。

このため、今般の生活保護法改正により、法第76条の2において、医療扶助等と民事損害賠償との調整について定め、第三者行為による被害について医療扶助等を行ったときは、地方自治体は、医療扶助等を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を医療扶助等の給付額の限度で取得し、当該第三者に対して求償するものとする。

なお、同条の規定による損害賠償請求権の取得は、政策的見地から特に法律が認めた効果であり、要件の具備により当然に効力が発生し、第三者に対抗するために格別の要件を必要としない。

2 法第76条の2の規定の適用対象となる第三者行為被害の要件

第三者行為が法第76条の2の規定の適用対象となるには、

- (1) 医療扶助等の給付事由が第三者の不法行為等により生じたものであること
- (2) 地方自治体がその事故に対してすでに医療扶助等の給付を行ったこと
- (3) 被保護者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在すること

の3要件を必要とする。

上記(1)から(3)までの要件の詳細については、以下のとおり。

(1) 医療扶助等の給付事由が第三者の不法行為等により生じたものであること

ア 「第三者」とは、第一当事者被保護者及び医療扶助等を行った地方自治体以外の者であって、その第三者行為被害について損害賠償責任を有する者を意味する。

イ 第三者行為被害には、人の加害行為によって被害が発生した場合のみならず、土地の工作物等の設置又は保存に瑕疵があり、民法（明治29年法律第89号）第717条の規定に基づきその占有者又は所有者が損害賠償責任を負う場合、及び動物の加害によって被害が発生した場合でその占有者等が民法第718条の規定に基づき損害賠償責任を負う場合等も含まれる。

(2) 地方自治体がその事故に対してすでに医療扶助等の給付を行ったこと

地方自治体が生活保護受給者の第三者行為被害に対して医療扶助等の給付を行っていないければ、地方自治体が求償すべき損害賠償請求権が存在しないこととなる。

(3) 生活保護受給者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在すること

民法その他の法令の規定に基づき、第三者が第一当事者被保護者に対し損害賠償をまだ行っておらず、又は差し押さえられていない等、損害賠償請求権が現に存在していることが必要である。

なお、上記(1)から(3)までの要件を具備することにより法的には当然に当該規定の適用対象となるが、当該規定の対象となることにより取得した求償権については、財政上最も国及び地方自治体の利益に適合するよう処理されるべきであり、一定の合理的な理由の下、地方自治体の裁量によって放棄することも検討すること。

3 第三者行為被害と自動車保険

第三者行為被害はその大部分が交通事故であり、その場合には医療扶助等の給付については、他法他施策優先の保護の原則から、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠責法」という。）第5条に規定する自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）又は任意の対人賠償保険・共済（以下「任意保険等」という。）による保険金又は共済金の支払が優先されることとなる。

また、自賠責法第71条に規定する政府の自動車損害賠償保障事業によるてん補金についても、医療扶助等の給付に優先されて支払われるものである。

ただし、政府の自動車損害賠償補償事業は、あくまでも被害者へのてん補金を支払うものであり、損害賠償ではないことから、当該てん補金は、法 76 条第 2 項に規定する損害賠償請求権の代位取得の対象とはならないが、当該てん補金の支払いがあった場合には収入認定すること。また、この場合において、損害保険会社等に対して損害賠償請求権を行使するときの支払請求額は、支払請求額から当該てん補金の額を差し引いた額となるので、留意すること。

4 損害賠償義務及び保険金支払義務等を負う者の相互関係

第三者行為被害において医療扶助等の原因となった被害につき損害賠償義務を負う者としては、不法行為責任を負う加害者、使用者責任を負う使用者、運行供用者責任を負う運行供用者等があり、保険金支払義務を負う者としては、自動車損害賠償責任保険及び任意保険等を取り扱う損害保険会社、自動車損害賠償責任共済を取り扱う都道府県共済連等がある。

第一当事者被保護者の有する損害賠償請求権を取得した地方自治体は、その求償権の行使は、加害者と損害保険会社等に対して同時に行うことが可能である。

5 損害賠償と示談

加害者の不法行為等によって損害を受けた第一当事者被保護者は、当該加害者やその加入する損害保険会社等に対して損害賠償請求を行うことができるが、この損害賠償請求権は私法上の債権であるものの、他法他施策優先という保護の原則を踏まえれば、第一当事者被保護者は医療扶助等の給付を行った地方自治体に相談することなく、加害者や損害保険会社等に対して有する損害賠償請求権の全部又は一部を放棄すべきではない。この点については、福祉事務所から、管内の生活保護受給者に対し、日常から説明を行っていくべきである。

第一当事者被保護者が自ら、地方自治体に相談なく加害者や損害保険会社等との間において、損害賠償額について示談を行い、損害賠償債務の全部又は一部の行使をせず、その限度において損害賠償請求権を喪失した場合には、地方自治体も損害賠償請求権を失うことになるため、留意が必要である。

なお、示談については、次のような効力が生じるものである。

- (1) 当事者間で示談が成立した後、示談の内容に反する事象が現れても、原則としてその示談の効力は失われない。
- (2) 示談がその内容どおり履行されない場合は、債権者は債務不履行を理由に民法第 540 条、第 541 条、第 543 条に基づき、その示談を破棄することができる。
- (3) 次のような意思を欠いたり、意思表示に瑕疵があった場合の示談は無効とすること又は取り消すことができる。
 - ① 錯誤又は心裡留保による意思表示に基づく場合

② 詐欺又は脅迫による意思表示に基づく場合

第2節 地方自治体における事務処理手順及びその内容

1 第三者行為被害届の受付等

生活保護受給者が第三者行為被害に遭い、これを原因とする負傷等について医療又は介護サービスを要する場合には、当該生活保護受給者に、被害発生状況、損害賠償金の支払い状況、過失割合に関する意見等の届出（以下「第三者行為被害届」という。）をさせた上で、医療扶助等を受けさせること。

(1) 第三者行為被害届の提出

生活保護受給者の負傷等について医療扶助等の給付を必要とする場合であつて、地方自治体が、負傷等の原因が第三者行為によるものとして、法第76条の2の規定に基づき損害賠償請求権を代位取得するものについては、地方自治体は、当該生活保護受給者に対して、第1号様式「第三者行為被害届」を提出させること。

また、第三者行為被害届の提出よりも医療扶助等の給付が先行した場合であつても、第一当事者被保護者に対して、速やかに第三者行為被害届を提出させること。

なお、第一当事者被保護者本人により、当該被害届に係る必要事項の記入が困難な場合には、福祉事務所職員が必要な支援を行うものとする。

(2) 第三者行為被害届以外の添付書類の提出

第三者行為被害届の提出と併せて、第一当事者被保護者に対し、例えば交通事故の場合、下記の書類の添付を求めるここと。

なお、第一当事者被保護者本人により、これらの書類の用意が困難な場合には、関係機関に書類交付の申請を替わって行う等により、書類の充足に向けて必要な支援を行うものとする。

- ① 交通事故証明書又は様式第2号「交通事故発生届」
- ② 様式第3号「事故発生状況報告書」
- ③ 様式第4号「損害賠償請求権の代位取得についての念書」
- ④ その他必要な書類（示談が行われた場合には示談書の謄本の写し、損害賠償金の一部又は全部、仮渡金、内払金を受けた場合にはその支払証明書や通知書、等）

(3) 添付書類について（詳細）

① 交通事故証明書等

交通事故証明書は、自動車安全運転センターにおいて交付証明を受けたものを提出させること。

なお、警察署への未届等の理由により、当該証明書の提出ができない場合には、「交通事故発生届」を提出させること。

また、交通事故以外の第三者行為被害については、当該被害の発生の事実に關し、公的機関の証明等が得られる場合には、当該証明書等の提出を行うよう指導すること。

② 事故発生状況報告書

過失割合の認定の参考等とするため、第一当事者被保護者から、「事故発生状況報告書」を提出させること。

③ 損害賠償請求権の代位取得についての念書

第三者行為被害における求償事務を適正に行うため、第一当事者被保護者から、「損害賠償権の代位取得についての念書」を提出させること。

なお、念書の提出に当たっては、その後の債権関係において無用な混乱が生じないよう、地方自治体の担当者がその内容を読み上げる等、生活保護受給者の理解を確認した上で提出させること。

2 第三者行為に関する加害者又は損害保険会社等への照会

第三者行為被害における求償事務を適正に行うため、地方自治体は、第三者行為の加害者又は当該者が加入する損害保険会社等に対して、必要な事項を照会すること。

(1) 照会の方法

地方自治体は、加害者又は損害保険会社等に対して、様式第5号「生活保護法の医療扶助又は介護扶助の給付についての通知及び損害賠償等についての照会」により、様式第6号「損害賠償等につき回答」の用紙を添付した上で、照会すること。

なお、任意保険等の損害保険会社等に対して照会する場合は、災害発生状況や過失割合の判断に必要な参考資料(例えば、第三者行為被害届)を添付すること。

これは、任意保険等の保険金額の決定に当たっては、第三者行為被害の過失割合が大きな考慮要素となり、第一当事者被保護者、加害者双方の過失割合についての損害保険会社等の意見を徴することが重要となるためである。

また、照会に際しては、その回答期限を社会通念上合理的な範囲で設定し、迅速に回答を得ることができるよう配慮するとともに、事実関係についての調査を要する等の理由により、過失割合についての意見の提出が遅れるような場合には、判明する事項から順次回答するよう損害保険会社等に対して要請すること。

なお、「保険金等が支払われている場合の内訳」欄については、損害保険会社

等が事務手続の必要上作成している「任意保険等の損害額積算明細書」等により、保険金等が支払われている場合の内訳を全て把握することが可能であれば、当該書類を回答文書に添付して内訳の記載に替えて差しつかえないものとする。

(2) 照会先

事案は、主として、

- ① 加害者が自賠責保険等のみ加入している場合
- ② 加害者が自賠責保険等の他に任意保険等にも加入している場合
- ③ 加害者が保険未加入である場合

等が考えられるが、その照会先はそれぞれ異なる。詳細は以下のとおり。

① 加害者が自賠責保険等のみ加入している場合

自賠責保険等の損害保険会社等に対して照会する。

その際には、保険金限度額（自賠責保険では、傷害の場合は、限度額が120万円と少額であり、請求権の行使の前に支払額が残存しているかの確認が必要）や、任意保険等の損害保険会社等と任意一括払対応であって任意保険等に対して先行して請求すべきなのか等について確認する。

② 加害者が自賠責保険等の他に任意保険等にも加入している場合

任意保険等にも加入している場合には、任意一括払対応である場合が多いことから、まずは、任意保険等の損害保険会社等に照会することが基本となる。

なお、任意一括払対応ではない場合には、自賠責保険等に係る部分の照会は、自賠責保険等の損害保険会社等に対して行い、任意保険等に係る部分の照会は、任意保険等を取り扱う損害保険会社等に対して行うものとする。

③ 加害者が保険未加入である場合

無保険車及び自賠責保険等、任意保険等の保険金等の限度額を超過した場合や、暴力行為等による第三者行為被害にあっては、加害者に対して直接、代位取得した損害賠償請求権を行使し、支払請求を行うこととなる。

必要事項の照会に当たっては、当該加害者に対して照会することとする。

なお、照会に当たって加害者に提示する診療報酬明細書には、第一当事者被保護者に既往症があった場合には、第三者行為被害と関係のない治療も混在している場合がある。この場合に加害者に被害者の私病の治療内容を知らせるることは、第一当事者被保護者の個人情報に関する問題が起こり得るため、例えば、診療報酬明細書の添付を省略するなど、第一当事者被保護者への配慮を行う必要がある。

(3) 回答が得られない場合の対応

加害者又は損害保険会社等への照会について、地方自治体が設定した回答期限までに回答がなく、遅延している場合には、様式第7号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」により、改めて合理的な範囲で回答期限を設定した上で催促を行うこと。

なお、催促したにもかかわらず、損害保険会社等より何ら連絡もないまま回答期限を過ぎた場合には、迅速に事務処理を進めるという観点から、損害保険会社等の回答を待つことなく求償に係る事務処理を進める等、適宜対応を進めるものとする。

3 第三者行為被害に関する調査（必要に応じて実施）

第三者行為被害届、加害者又は損害保険会社等への照会に対する回答等を総合的に検討し、その内容に不備、不審等があると認められる場合又はそれらの書類が未提出のために事実関係の把握が困難な場合には、必要に応じて、地方自治体の職員により、調査を行うこと。

具体的には、実地に赴き、第三者行為被害届や加害者又は損害保険会社等への照会に対する回答等を参照しながら調査を行う、事案発生時に第三者行為被害の現場を目撃した者等関係者に対する電話照会、文書照会等により行うものとする。

4 損害賠償請求額の決定・支払請求

(1) 損害賠償請求額の決定【詳細は第3節】

診療報酬明細書により、第三者行為を原因とする負傷等について、医療扶助等の給付の完了（治癒・中止・症状固定・示談等）がなされた時点で、これに係る費用を把握する。この際、医療扶助等の支払額に過誤がある場合には、当該過誤調整に係る精算書等により正しい費用を把握するものとする。

この際、私病、既往症等これらの被害に關係のない分は減額するものとする。ただし、私病等について分離が困難な場合は、自動車事故によるものについては、医療扶助等の給付を担当した医師等の判断を基に、第三者行為被害に關係する費用を請求し、損害保険料率算出機構の行う自賠責保険等の損害調査の結果等を踏まえ、損害保険会社等と調整を図るものとする。

その上で、損害賠償請求額を決定するに当たっては、当事者双方の過失割合等を考慮して算出する必要があるが、この請求額の算出方法等については、第3節において詳細を示すので、参考されたい。

なお、医療扶助等の給付の完了を待たずとも、損害賠償額の一部として、任意保険等では内払金の請求を行うことができる事案もあることから、必要な場合には、これらの請求を行うことも検討すること。また、自賠責保険に対して、給付の完了を待たずに請求を行うことも可能であるが、自賠責保険では、給付完了後

か、他の損害と合算して限度額を超過するまでは処理がされずに保留される点に留意すること。

(2) 支払請求の方法

支払請求は、

- ・ 自賠責保険等に対しては、様式第8号「自動車損害賠償責任保険損害賠償金支払請求書」により、
- ・ 加害者又は任意保険等に対しては、様式第9号「損害賠償金支払請求書」により、

それぞれ行うものとする。

また、いずれの場合も、円滑な事務処理とするため、次に掲げる書類を添付する必要がある。

- ① 交通事故証明書又は「交通事故発生届」
 - ② 「事故発生状況報告書」
 - ③ 「診療報酬明細書（写）」又は「介護給付明細書（写）」
 - ④ 「損害賠償請求権の代位取得についての念書」
 - ⑤ その他加害者又は損害保険会社等への照会等を踏まえて必要となった書類
- なお、原本を提出する書類については、その後、第一当事者被保護者や加害者又は損害保険会社等との調整を行う場合に備え、地方自治体において複写物を管理しておくこと。

(3) 支払請求先

2による照会結果等を踏まえ、以下のとおり請求する。

① 加害者が自賠責保険等のみ加入している場合

自賠責保険等の損害保険会社等に請求する。

② 加害者が自賠責保険等の他に任意保険等も加入している場合

ア 任意一括払対応の場合

自賠責保険等の部分を含め、すべての部分について、任意保険等の損害保険会社等に請求する。

イ 任意一括払対応ではない場合

自賠責保険等の限度額までの部分については、自賠責保険等の損害保険会社等に請求し、その超過額であって任意保険等で支払われる部分については、任意保険等の損害保険会社等に請求する。

③ 加害者が保険未加入である場合

加害者本人に請求する。

第3節 求償の対象（求償額、消滅時効）

1 求償額の算出方法

第一当事者被保護者が当該第三者に対して請求し得る損害賠償には、不法行為責任を負う加害者、使用者責任を負う使用者、運行供用者責任を負う運行供用者に対して請求し得る損害賠償だけではなく、自賠責保険等及び任意保険等を取り扱っている損害保険会社等に対して請求し得る保険金等をも含むものである。

しかし、地方自治体が法第76条の2の規定に基づき損害賠償請求権を取得し、求償することができる損害賠償額は、同一の事由に関し、第一当事者被保護者が第三者に対して請求し得る損害賠償額と医療扶助等の給付額とを比較したいたずれか低い額であり、損害賠償額の範囲も、医療扶助等の給付事項に対応する損害賠償に限定されるものである。

また、これらの算出に当たっては過失相殺が行われる場合もある。

第一当事者被保護者が第三者に対して有する損害賠償請求額の具体的な算出方法は、次頁以降のとおり。以下の枠線内の算式は、それらの概要である。

<自賠責保険等>

請求額（①） = 第一当事者被保護者に生じた損害（医療扶助等の対象となる医療又は介護サービスに要した費用）の合計額
≤ 限度額（120万円）のうち医療扶助等の対象となる医療又は介護サービスに対する保険金額
(ただし、第一当事者被保護者に重大な過失（70%以上）があった事故であつて、傷害の場合には20%減額される。)

<任意保険等>

請求額（②） = 第一当事者被保護者に生じた損害（医療扶助等の対象となる医療又は介護サービスに要した費用）の合計額 - 自賠責保険等の請求額（①）
≤ 限度額（保険約款に定める額）のうち医療扶助等の対象となる医療又は介護サービスに対する保険金額
(ただし、第一当事者被保護者の過失割合に応じて過失相殺が行われる。)

※ 既に第一当事者被保護者が第三者から損害賠償金を受領している場合にあっては、①、②の額から当該受領金額を控除した額が請求額となる。

(1) 第一当事者被保護者が第三者に対して有する損害賠償請求額

① 求償可能な第一当事者被保護者の損害の把握

ア 医療に係る費用

医療扶助として行われるものすべて

イ 介護に係る費用

介護扶助として行われるものすべて

② 過失相殺等

第一当事者被保護者に過失がある場合にあっては、自賠責保険等に対して支払請求を行う場合を除き（ウで後述）、前記①の範囲内で算出された第一当事者被保護者に生じた損害額に過失相殺を行うことにより、第一当事者被保護者が第三者に対して有する損害賠償請求額となる。

ア 過失割合の認定

民法第722条第2項においては、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる」とされており、最終的には裁判所において過失割合を認定することとなるが、実際に発生する多くの損害賠償請求事案について裁判で損害賠償額が決定されることを待つことは、時間や費用をいたずらに費やすことにもなることから、一般的には過去の類似判例等を当てはめ、当事者間の合意に基づき示談により過失割合を加味して損害賠償額が決められているのが通例である。

そのため、求償を行う際には過失割合を認定する必要があるが、過失割合の認定は次により行うこと。

a 過失割合は損害賠償額の確定について重要な要素であり、過失割合の認定に当たっては公平な立場で行うこと。

また、両当事者で過失割合の主張が一致しない場合には、求償事務に支障を来さないよう両当事者の指導を行い、主張の内容及び被害発生状況等を総合的に勘案して過失割合を認定すること。

b 自動車事故については、道路、道路標識、信号機等の状況及び運転者の行為等が過失割合の判定要素となるが、損害保険会社等の意見も参考にしつつ、「民事交通訴訟における過失相殺率等の認定基準」（東京地裁民事交通訴訟研究会編、別冊判例タイムズ第16号）等の参考図書を参照の上、客観的に過失割合を認定すること。

なお、損害保険会社等の意見や参考図書の記載内容は、過失割合を認定するに当たっての参考資料に過ぎず、これらに拘束されるものではないことは当然のことであり、被害発生状況等を総合的に勘案して個々の事案ごとに妥当と考えられる過失割合を認定すること。

イ 第一当事者被保護者に過失が認められる場合の過失相殺（任意保険等への請求又は加害者への直接請求の場合）

第一当事者被保護者に過失が認められる場合は、第一当事者被保護者に生じた損害の合計額に第三者行為の加害者の過失割合を乗じて得た額を、第一当事者被保護者が第三者に対して有する損害賠償請求額とすること。

例えば、第一当事者被保護者の過失割合が40%、加害者の過失割合が60%の場合には、第一当事者被保護者の医療扶助等の給付事項に対応する損害額の合計額に60%を乗じて損害賠償請求額を算出すること。

ウ 自賠責保険等の損害保険会社等に対して支払請求を行う場合における過失割合の取扱い

自賠責保険等損害保険会社等に対して支払請求を行う事案については、上記イにかかわらず、第一当事者被保護者に重過失が認められ自賠責保険等において重過失減額が行われる場合を除き、第一当事者被保護者の損害額に当事者の過失割合を加味することなく、損害賠償請求額を算出すること。これは、自賠責保険等においては、第一当事者被保護者に重過失が認められる場合を除き第一当事者被保護者の過失の有無にかかわらず自賠責保険等の限度額までは保険金等を支払うという取扱いを定めているためである。

また、第一当事者被保護者に重過失が認められる場合であっても、重過失減額された自賠責保険等の額までは求償可能として取り扱うこと。

一方、任意一括払対応の事案において、損害賠償の対象となる医療扶助等の給付額や慰謝料等の合計額が自賠責保険等の限度額に収まる場合には、最終的にその支払いは自賠責保険等を支払う損害保険会社等が自賠責保険の基準により負担することになるため、第一当事者の過失割合等を考慮せずに、任意保険等の損害保険会社等に対して求償すること。

③ 第一当事者被保護者が既に第三者から損害賠償を受領している場合

前記①及び②により算出して得られた損害賠償請求額のうち、第一当事者被保護者が既に第三者から同一の事由に基づく損害賠償を受領している場合には、前記①及び②により算出して得られた額から、第一当事者被保護者が既に受領した額を控除して得た額をもって、損害賠償請求額とすること。

(2) 求償額

前記(1)の方法により得られた額と医療扶助等の給付額を比較して、いずれか低い額とすること。

(3) 下回り示談が成立した場合の取扱いについて

第一当事者被保護者と第三者との間で示談が成立した場合において、その示談

額が、本来自賠責保険等の損害保険会社等に対して請求できる金額を下回るものである場合（以下「下回り示談額」という。）、例えば、任意一括払いが成立している事案で当事者の過失割合によって過失相殺を行って計算した額で示談が成立したが、本来は示談額より高い額での請求が可能であったような場合には、他法他施策優先という保護の原則を踏まえればあってはならないが、民事法律関係においては第一当事者被保護者等は任意に自らの権利を放棄する自由を有するものであるため、有効な示談として認められる。

すなわち、下回り示談が行われた場合には、求償額が、下回り示談が行われていなければ求償できたであろう額を下回る場合が生じることもあり得るので注意すべきであり、福祉事務所は、管内の生活保護受給者に対し、日常から、他法他施策優先が保護の原則であることを説明すべきであること。

(4) 求償の対象とならない事項の取扱い

(1)①のとおり、損害賠償請求権を代位取得し、求償することができるのは、医療及び介護サービスに係る損害賠償請求権に限られる。

すなわち、これら以外の慰謝料等に係る損害賠償請求権は、引き続き第一当事者被保護者が有しているものであり、当該者が、求償を行う地方自治体とは別途、加害者又は損害保険会社等に対し、損害賠償請求を行わせる必要があるので留意すること。

また、地方自治体による求償と、第一当事者被保護者による慰謝料等の請求が競合する場合には、自賠責保険の限度額の範囲内においては、第一当事者被保護者に対する支払いが優先される点に留意すること。

2 求償を行う期間

地方自治体が行う求償は、第一当事者被保護者が第三者に対して有する損害賠償請求権を前提とするため、第一当事者被保護者が有している損害賠償請求権に係る消滅時効の起算日等の事由は、そのまま地方自治体が引き継ぐことになる。

そのため、地方自治体が第一当事者被保護者より取得した損害賠償請求権が民法上の不法行為責任（自賠責法上の運行供用者責任の場合も同じ）である場合には、民法第724条に基づき第一当事者被保護者が損害及び加害者を知ったとき、すなわち、一般的には第三者行為被害の発生日から3年間を経過した時点で消滅時効が完成することになる。

なお、主な損害賠償請求権の消滅時効は以下のとおり。

- ① 自賠責保険等に対する被害者請求権等・・・3年（自賠責法第19条）
- ② 運行供用者責任に基づく損害賠償請求権・・・3年（自賠責法第4条、民法第724条）
- ③ 不法行為による損害賠償請求権・・・3年（民法第724条）

- ④ 製造物責任法に基づく損害賠償請求権・・・3年（製造物責任法第6条、民法第724条）
- ⑤ 旅客運送業者等に対する損害賠償請求権・・・5年（商法第522条）
- ⑥ 債務不履行（安全配慮義務違反等）による損害賠償請求権・・・10年（民法第167条）

第三者行為被害届

被害者	ふりがな 氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
	住所	電話 ()		
相手方	ふりがな 氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
	住所	電話 ()		
相手方 の使用者	ふりがな 氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
	住所	電話 ()		
負傷の日時 及び場所	平成 年 月 日	午前 午後	時 分頃、 場所	
発病の原因 又は負傷時 の状況				
疾病又は 負傷の程度			治癒までの 見込み	入院 日数 通院 日数 診療費総額 円
診療を受けた指定 医療機関名	当 初		転医後	
自動車 事故の 場合の 加害 自動車	自賠責保険(共済) 契約会社名		証明書番号	第 号
	契約者住所		契約者氏名	
	所有者住所		所有者氏名	
	登録番号又は 車両番号		車台番号	
	任意保険 (共済)の有無	有 _____ 住所 担当者名	保険株式(相互)会社 農業協同組合 ・無 電話 ()	
損害賠償に関する 交渉の経過				
生活保護法施行規則第22条の2の規定により、上記のとおり届け出ます。				
平成 年 月 日 都道府県知事(市町村長) 殿				
氏 名 _____ 住 所 _____ (印)				

- 注 1. 発病の原因又は負傷時の状況はできるだけ詳細に記入して下さい。
 2. 損害賠償に関する交渉の経過は、月 日見舞品をどれだけ受け取った、医療費、付添いの費用はどちらで負担する等、詳細に記入し、示談が成立した時は示談書の写しを提出して下さい。
 3. 自動車の轢き逃げ等で加害者が不明の場合はその旨を書いて下さい。
 4. 後日調査の必要上、関係者の電話番号等はできるだけ記入して下さい。

交通事故発生届(「交通事故証明書」が得られない場合)

当事者	①被害者	ふりがな 氏名	()歳		
		住 所	TEL ()		
		車両登録番号		自賠責保険(共済)証明書番号	
	②相手方	ふりがな 氏名	()歳		
		住 所	TEL ()		
		車両登録番号		自賠責保険(共済)証明書番号	
③ 事故発生日時		平成 年 月 日	午前・午後	時 分	
④ 事故発生場所					
⑤ 事故発生状況					
⑥ 「交通事故証明書」 が得られない理由					
⑦被害者	上記⑥の理由により、「交通事故証明書」は提出できませんが、事故発生の事実は上記①～⑤に記載したとおりです。				
	平成 年 月 日	氏 名	印		
		住 所			
⑧目撃者	上記①～⑤に記載された事故目撃したことを証明します。				
	平成 年 月 日	氏 名	印	TEL	()
		住 所			
⑨相手方	上記①～⑤に記載された事故により①の者に損害を与えたことを自認します。				
	平成 年 月 日	氏 名	印	TEL	()
		住 所			

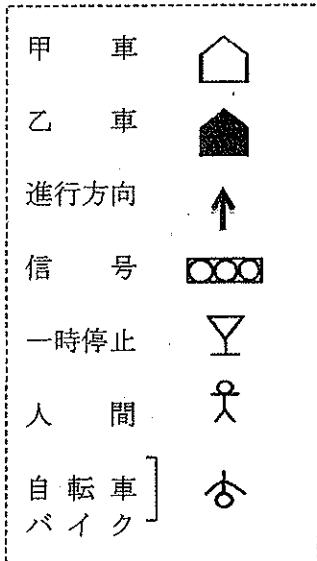
平成 年 月 日
都道府県知事(市町村長) 殿

届出人 氏 名 印
住 所

〔注意〕

1. 警察署への届出をしなかった等のために「交通事故証明書」の提出ができない場合に提出してください。
2. ①及び②の「車両登録番号」及び「自賠責保険証明書番号」の欄には、交通事故発生時において、被害者又は第三者が乗車していた車両に関する事項を記載して下さい。
3. ⑦、⑧及び⑨の「氏名」の欄は記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。
4. ⑧の「目撃者」の欄は、①～⑤に記載された交通事故の目撃者がいた場合に記載して下さい。

事故発生状況報告書

当事者	甲(相手方)	氏名 (電話)		自賠責保険(共済)証明書番号	第 号	
	乙(被害者)	氏名 (電話)		自動車の番号		
天候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・普通・閑散	時間	午前 午後	時 分頃
道路状況	舗装 してある , 歩道 (両・片) ある , 直線・カーブ していない ない					
	平坦・坂 , 見通し 良い , 悪い , 積雪路・凍結路					
	信号 ある , 駐停車禁止 されてある , その他の標識 ない ない					
速度	甲車両 km/h(制限速度)	乙車両 km/h(制限速度)				
事故発生概略図	事故現場における自動車と被害者の状況を図示して下さい。(道路幅をmで記入して下さい。)					
上記図の説明						

別紙交通事故証明に補足して上記のとおりご報告申し上げます。

平成 年 月 日

報告者 甲との関係()
乙との関係()

印

念 書 (被保護者)

- 1 私が下記第三者行為により受けた被害について、生活保護法による医療扶助（又は介護扶助）を受けたときは、生活保護法第76条の2の規定により医療扶助（又は介護扶助）額の限度において、（都道府県又は市町村）が相手方又は損害保険会社（共済）に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得するとともに、これを行使し、かつ賠償金を受領することを理解しましたので、次の事項を遵守することについて、書面をもって申し立てます。
- (1) 相手方又は損害保険会社（共済）と示談を行おうとする場合は、必ず前もって（都道府県又は市町村）にその内容を申し出ること。
 - (2) 相手方又は損害保険会社（共済）に白紙委任状を渡さないこと。
 - (3) 相手方又は損害保険会社（共済）から金品を受けたときは、受領年月日・内容・金額（評価額）をもれなくかつ遅滞無く（都道府県又は市町村）に届け出ること。
- 2 また、次の内容については、異議ありません。
- (1) （都道府県又は市町村）が、相手方又は損害保険会社（共済）に対し、損害賠償の支払を求める際、当該事故に関する診療報酬明細書の写しその他必要な書類を添付すること。
 - (2) 損害保険会社（共済）が、損害保険料率算出機構に対し、自賠責保険への残額調査等を求める際、当該事故に関する診療報酬明細書の写しその他必要な書類を添付する場合があること。
 - (3) （都道府県又は市町村）が、損害保険会社（共済）に対し、当該事故の治療終了日や総損害額、保険金の支払日・支払金額等の必要情報を確認する場合があること。
 - (4) （都道府県又は市町村）が、損害保険会社（共済）から、医師の診断書や意見書等の提出を受ける場合があること。
 - (5) （都道府県又は市町村）が、医師（医療機関）に対し、当該事故の傷病内容や治療内容、治療期間等の必要情報を確認する場合があること。
 - (6) （都道府県又は市町村）が、事案発生時に第三者行為被害の現場を目撃した者等関係者に対し、必要情報を確認する場合があること。

平成 年 月 日

申立者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(あて先) (都道府県知事又は市町村長) 殿

記

事故発生年月日	平成 年 月 日	発生場所	
相手方	住 所		
	氏 名		
第一当事者 被保護者 (被害者)	住 所		
	氏 名		
※被保護者と申立者との関係			

※欄は申立者と被保護者が異なる時のみ記入してください。

平成 年 月 日

御中

都道府県知事(市町村長)

印

生活保護法の医療扶助又は介護扶助の給付についての通知及び損害賠償等についての照会

第一当事者 被保護者 (被害者)	ふりがな 氏名			男・女	歳
	住所				
事故年月日	平成 年 月 日	場所			
第三者行為 の相手方氏名		契約者 氏名		登録番号 (車両番号)	
自賠責保険(共済) ・証明書番号			任意保険(共済) ・証券番号		

上記第一当事者被保護者(被害者)の第三者行為被害に関し、自賠責保険(共済)及び自動車保険(共済)においていかなる処理がなされたか等について承知したいので、生活保護の医療扶助及び介護扶助の給付状況を通知するとともに照会します。

なお、御回答は平成 年 月 日までにお願いします。その際、全ての事項について回答できない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

1. 通知事項

給付金額	円 (医療扶助 · 介護扶助)
給付期間	医療扶助 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
	介護扶助 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

2. 照会事項

- ① 別紙回答書の事項
- ② 別紙回答書のうち5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠を除いた事項

(○で囲んだ方について御回答願います。)

なお、自賠責保険(共済)及び自動車保険(共済)の保険金、共済金、損害賠償額、仮渡金又は内払金の支払いに先立って上記給付を行ったことから、生活保護法第76条の2の規定により、貴殿に対し求償致することを念のため申し添えます。

(郵便番号)	—	(所在地)	—
(電話)	—	(FAX)	—
(所属)	—	(担当者)	—

平成 年 月 日

都道府県知事(市町村長) 殿

会社名
(共済連名)

責任者氏名 印

担当者氏名 印

電話 一一一

損害賠償等につき回答

第一当事者(被害者)		事故発生年月日	平成 年 月 日
------------	--	---------	----------

上記第一当事者被保護者(被害者)に関する平成 年 月 日付け 発第 号により照会の件につき、下記のとおり回答します。

1. 自賠責保険(共済)に関する事項

ふりがな 保有者	証明書 番号
調査事務所 (共済連)	
調査事務所 受付番号	
仮渡金の 支払の有無	有(円) 無

2. 任意保険(共済)に関する事項

被保険者 (共済)者	ふりがな 氏名
	住所
	証券番号
	保険会社 事故番号

3. 共通事項

イ. 保険金等が支払われている場合

(内訳は裏面又は任意保険の損害積算明細書写し等記載のとおり)

ロ. 保険金等の請求があるも未払のとき

支払予定期 年月日	平成 年 月 日	支払予定期 金額	円
--------------	----------	-------------	---

ハ. 保険金等の支払請求がない。

4. 示談

有(示談成立年月日:平成 年 月 日) 無

5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠

(意見) 第一当事者(被害者) % : 第二当事者(相手方) %
(根拠)

注: (1)該当する項目の記号を○で囲んでください。

(2)上記3.イについては、内訳が明らかなものについて記入してください。なお、内訳が不明な場合には、「備考」欄にその旨を記入してください。

(3)上記4.及び5.については、任意保険(共済)(任意一括を含む。)の場合にのみ記入してください。

(4)上記4.について示談が締結された場合には、示談書の写しを添付してください。

(5)上記5.については、必要に応じ資料を添付してください。

(6)「責任者氏名」欄及び「担当者氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

(裏面)

保険金等が支払われている場合の内訳

損害の種類	損 害 額	支 払 額	支 払 対 象 期 間	支 払 年 月 日	受 領 者	備 考
治 療 費	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
文 書 料	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
看 護 料	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
諸 雜 費	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
通 院 費	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
休 業 損 害	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
慰 謝 料	円			年 月 日～ 年 月 日		
その他の費用	円		年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
後 遺 障 害	逸 利 益	円		年 月 日～ 年 月 日		
	介護料	円		年 月 日～ 年 月 日		
	慰謝料等	円		年 月 日～ 年 月 日		
死 亡	逸 利 益	円		年 月 日～ 年 月 日		
	介護料	円		年 月 日～ 年 月 日		
	慰謝料等	円		年 月 日～ 年 月 日		
合 計		円				

- (注) 1. 後遺障害に係る慰謝料等には、慰謝料のほか家屋改造費等も含むものである。
 2. 支払対象期間については、始期と終期を明記すること。
 3. 支払年月日については、複数回支払を行った場合に最初の支払と最終の支払を明記し、備考欄に支払回数を記入すること。

平成 年 月 日

御中

都道府県知事（市町村長）

損害賠償等についての照会に対する回答の提出について（督促）

平成 年 月 日付け 発第 号により照会した第一当事者（被害者）_____に関する件につき、貴殿の御回答がまだ本職あて提出いただいておらず、生活保護の事務処理に支障を来しております。

については、平成 年 月 日までに御回答下さるよう重ねてお願い申し上げます。

また、全ての事項につき回答ができない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

本件につきまして何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。

連絡先

（担当部署・担当者）

（電話番号） _____ (FAX) _____

なお、過失割合に対する第一当事者（被害者）の主張は、第一当事者 %、第二当事者（相手方） %となっておりますが、上記期限までに御回答のない場合には、当方が判断する過失割合に基づき事務処理を行う場合があることを念のため申し添えます。

平成 年 月 日

御中

都道府県知事(市町村長)

住 所	
担当部署・担当者名	
連絡先	電話 ()
被害者との関係	生活保護の実施機関

自動車損害賠償責任保険 損害賠償金支払請求書

貴社に対し、下記事故について、関係書類を添付の上、請求します。

自賠責保険等証明番号		第 号			事故年月日			
保 険 契 約 者	ふり がな 氏 名				保 有 者 (所有者・使用 者)	住 所		
	連絡先	電話 ()				ふり がな 氏 名		
加 害 運 転 者	ふり がな 氏 名				連絡先	電話 ()		
	連絡先	電話 ()	保有者との 関係			契約者 との関係	本人・譲受人・借受人 その他 ()	
職 業		年 齢	才	性 別	男・女	ふり がな 氏 名		
請求額	円				被 害 者	連絡先	電話 ()	年 齢
						職 業		才
								男・女

損害賠償金は、以下の口座にお支払いください。

なお、銀行口座振込をもって受領したものとします。

金融機関名(支店)	
口座名・番号	
口座名義人	

平成 年 月 日

御中（様）

都道府県知事（市町村長）

住 所	
担当部署・担当者名	
連絡先	電話 ()
被害者との関係	生活保護の実施機関

損害賠償金支払請求書

貴社（貴方）に対し、下記事故について、関係書類を添付の上、請求します。

事故発生年月日					
被害者	ふりがな 氏名				
	連絡先	電話 ()	住所		
	職業		年齢	才	性別
加害者	ふりがな 氏名				
	連絡先	電話 ()	住所		
	職業		年齢	才	性別

医療扶助又は介護扶助の給付額	円
過失割合	被害者 % : 加害者 %
自賠責収納額	円
請求金額	円

※ 任意一括払契約であって、医療扶助又は介護扶助の給付額が自賠責の限度額（120万円）以内の場合には、過失割合の項は記入いたしません。

損害賠償金は、以下の口座にお支払いください。

なお、銀行口座振込をもって受領したものとします。

金融機関名（支店）	
口座名・番号	
口座名義人	

**20. 生活保護費の費用返還及び費用
徴収決定の取扱いについて
(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723
第 1 号厚生労働省社会・援護局保
護課長通知)【改正案】**

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正案

社援保発第0723第1号
平成24年7月23日都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市長社援保発第0723第1号
平成24年7月23日都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市長

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡つて法第63条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることといたします。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第78条に基づく費用徴収を行うこととしています。

本制度は、支援を必要とする人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われ是正改善を行なべきとの指摘を受けたところです。

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡つて法第63条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることといたします。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第78条に基づく費用徴収を行うこととしています。今般、会計検査院より、これらの費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において不適切な事案が見受けられ、是正改善を行なべきとの指摘を受けたところです。

ていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を搖るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、これらの取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収するべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかつたものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行なうべきとの指摘を受けていきます。

このため、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いたくよお願いします。

1 会計検査院からの指摘等の概要

- (1) 検査結果の概要
- 生活保護費の返還金等について、以下のとおりその決定が適正に行われていない事案がみられた。
- ア 収入未申告による返還金等の額の算定が適切に行われていなかつたもの
- (ア) 収入未申告による返還金について、次の理由等から不正の意図がなかつたとして法第 63 条を適用していたもの
 - ・ 収入を得ていた世帯員本人に申告義務を十分に周知していなかつたこと
 - ・ 収入を得ていた世帯員が申告義務を理解していないしたこと
- 被保護世帯において、収入申告をしていなかつたことについて反省し、収入が未申告であったことが判明した後の調査に協力的であること
- ・ 収入を得ていた世帯員が高校生の場合、一律に法第 63 条を適用することとしていること

	<p>(イ) 返還金等から控除すべきでない費用（保護開始前の債務に対する弁済金等）を自立更生に充てる経費として控除して返還額を決定していたもの</p> <p>(ウ) 保護から脱却することを理由に将来の生活費を返還金等から控除していたもの</p> <p>(エ) 費用返還請求の対象となる資力の発生時期を誤つたため、返還額を過小に認定していたもの</p>
	<p>イ 遷及して受給した年金に係る返還額の決定に当たり、年金の遷及受給額から一律に自立更生に充てる額を控除しなければならないと誤認して返還額を決定しているもの</p>
	<p>(2) 厚生労働省に対する処置要求内容</p> <p>ア 事業主体に対して、法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示し、収入申告がなされていない事態について検討を十分行つた上で、法第78条を厳格に適用するよう徹底を図ること</p> <p>イ 事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定等の判断の適切性並びに返還金の額から控除する額の適切性及び必要性を検討するための様式を示すなどすること。また、返還決定に当たり、特に遷及して年金を受給した場合を含め、原則として返還対象額全額を返還させる取扱いを徹底すること</p> <p>ウ 事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと</p> <p>(ア) 申告義務について被保護世帯の状況に応じて的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の</p>

提出を求めるここと

(イ) 返還決定等に当たり、返還及び徴収の対象となる期間及び返還対象額等の算定を行なうこと。また、返還決定に当たり、自立更生費等を控除する場合は、必要性を十分検討した上で、控除の認定を適切に行なうこと

工 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、返還決定等の状況の確認を徹底し、保護費の返還及び徴収が適正に行われていない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

2 改善に向けた取組

上記1の指摘を踏まえ、法第63条及び法第78条に基づく費用返還等の取扱いについて、以下のように定めたので、管内実施機関に周知徹底されたい。

(1) 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

ア 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたじい。

① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたじい。

① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。

- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であつて、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によつて確認できるものに限り同様に取り扱つて差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。
- ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。
- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、（2）により取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合であつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場

- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であつて、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によつて確認できるものに限り同様に取り扱つて差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。
- ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。
- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、（1）により取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合であつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場

合、当該世帯に対する趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することができると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになつた場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないもので留意すること。

(2) 遷及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

年金を遷及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に応じることが求められる。

そのため、遷及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遷及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によつては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

合、当該世帯に対する趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならぬよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することができると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになつた場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

イ 遷及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

年金を遷及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記アと同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遷及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遷及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によつては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

<p>② 当該費用返還額は原則として全額となること</p> <p>③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合がある</p>	<p>が、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと</p>	<p>(イ) 原則として遍及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。</p> <p>(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遍及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。</p>
<p>2 法第78条に基づく費用徴収決定について</p> <p>法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになつた段階で給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の行為又は不作為により保護の錯誤に陥つたため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。</p> <p>被保護者に不当に受給しようとする意思がなかつたことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかつたことについてやむを得ない理由が認められるとき</p>	<p>(イ) 原則として遍及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。</p> <p>(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遍及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。</p>	<p>(2) 法第78条に基づく費用徴収決定について</p> <p>法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになつた段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の行為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥つたため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。</p> <p>被保護者に不当に受給しようとする意思がなかつたことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかつたことについてやむを得ない理由が認められるとき</p>

の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があつたことが事後にになって判明したときは法第63条の適用があるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- (1) 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき

- (2) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
(3) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき

- (4) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1) 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行つた収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行つたとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行つたことを举証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべきもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な一部自治体にあることが指摘されているところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)「1の2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保り」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年

や、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかつたような収入があつたことが事後にになって判明したときは法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- (1) 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき

- (2) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
(3) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき
(4) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

ア 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行つた収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行つたとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行つたことを举証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることがあることが指摘されているところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)「1の2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保り」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年

1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておこよう徹底を図られたい。法第78条の適用に当たつて最も留意すべき点は、被保護者等に不正に受給しようとすることについての説明が保護の実施機関に対する収入申告の義務についての説明を行つたとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後に記録等によつても確認できないといつたこと等にある。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間に明確にする必要がある。

よつて、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行つたとや当該被保護者ができる説明（収入に変動があつた場合、かに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠つた場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されている

「護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図られたい。法第78条の適用に当たつて最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があつたことについての立証の可否であり、立証を困難にしているもの的原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行つたとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になつてケース記録等によつても確認できないといつたこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よつて、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行つたとや当該被保護者ができる説明（収入に変動があつた場合、かに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠つた場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

イ 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されている

ところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠つていれば原則として法第78条の適用とすべきである。
また、世帯主が世帯員の就労について閲知していなかつた、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかつた、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になつた際に就労収入の申告の義務について説明を怠つていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によつて、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別業とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。

3 不正受給に対する徴収金への加算

法第78条第1項又は第3項により、不実の申請その他不正な手段により保護若しくは就労自立給付金の支給を受け、又は受けさせた者に対し、当該不正受給に係る徴収金の額に、100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収することができるとしている。

ところである。

未成年である世帯員に対し申告の義務はあるので、申告を怠つていれば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について閲知していなかつた、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかつた、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になつた際に就労収入の申告の義務について説明を怠つていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によつて、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別業とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。

当該加算措置を適用することが妥当であると考えられるものは、以下の状況が認められるような場合である。

- ① 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- ② 過去に保護の不正受給を繰り返し行つていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- ③ 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

本規定を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても含わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。

なお、徴収金への加算については平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についてのみ100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せして徴収できるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費又は就労自立給付金については本規定の対象とならないことに留意すること。

また、加算して徴収する金額は、罰則の趣旨で徴収するものであり、不正受給を行った金額の徴収とは性格が異なることから、生活保護費国庫負担金の精算には算入しないことに留意する。

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例による徴収することができることを規定している。

ただし、保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持するにあたつて必要な程度の財産の徴収を行わないよう十分留意すること。

なお、本規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費についての不正受給に対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

5 法第 78 条の 2 による費用徴収について（保護金品等との調整）

法第 78 条第 1 項による徴収金については、不正により受給した金銭を費消していないこと等により、それに相当する額を被保護者が有している場合には当該金銭により返還させることが可能である。しかし、不正受給した金銭を貢消したうえ、引き続き保護費を受給するなど当該徴収金の徴収が困難な場合があることから、法第 78 条の 2 により、保護の実施機関は、被保護者が保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）の支給を受ける前に、当該保護金品等を、法第 78 条第 1 項による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、かつ、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を控除して徴収することができるとしている（法第 63 条による返還金は本取扱いの対象外であるので留意すること）。

本取扱いを実施する場合には、以下の事項に留意すること。

- (1) 被保護者からの申出について
被保護者が、保護金品等を交付する際に徴収金を徴収することの申出については、平成 26 年 7 月 1 日以後に保護の開始決定を行いう者については保護開始決定時などの時点で、別添 3 の様式（申出書）を参考に、あらかじめ当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めるこことし、現に保護を受けている者に対しては平成 26 年 7 月 1 日以後

に、適宜、提出を求めるごと。

被保護者にとつては徴収金の発生や徴収金が発生した場合の金額が不明な段階で申出を行うか否かが判断しがたい面もあるうえ、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意する必要があるが、そもそも金額公費により財源が賄われている制度にあって不正受給は許されるものではないこと、徴収金が発生した場合には当該徴収金を納付する必要があることや保護品と調整する額の上限額などについて保護の実施機関から説明し、当該申出が行われるよう努めること。

なお、申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申し出の取消しを認めること。

また、申出書を提出する段階では、当然に徴収金が発生しておらず、発生した場合にはじめて、当該被保護者及び保護の実施機関双方にとって、月々の保護費支給額、徴収金等を考慮したうえで保護品等から具体的に調整する徴収金額の検討が可能となると考えられる。このことから、保護品等と調整する徴収金額については、徴収金を決定した時点で、前述の別添3の様式に追記させるなど当該徴収金額の書面への記載を求めるごと。

(2) 「生活の維持に支障がない」場合について
被保護者に対して支給された保護品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。

具体的に保護品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上

限とし、告示別表第1第1章及び第2章に定める加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く）の計上される世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（必要経費を除く）相当分を、上限額に加えて差し支えないものとする。

生活の維持に支障がないとする徴収金額については、上記によるほか、主訴だけでなく領収書・レシートなど家計状況について可能な限り把握し、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて判断すること。

なお、被保護者に収入がある場合であつて最低生活費に収入を充當した結果、住宅扶助、教育扶助の全額又は一部相当額のみが保護費として支給される場合でも、当該保護費支給額が徴収金額を超えるのであれば、保護金品と徴収金を調整することができるものである。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

(3) 都道府県・指定都市本庁が行う福祉事務所に対する監査においても、今回の会計検査院による指摘を踏まえ、上記に記載した取組等、改善に向けた対策が実際に実施されているかについて、確認すること。また、履行状況が不十分な場合は、改善のための必要な指導・援助を行うこと。

別添3

生活保護法第78条に係る徴収金等の支払に関する申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けた場合は、法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（生活保護費（金銭給付される扶助費に限る）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

平成 年 月 日

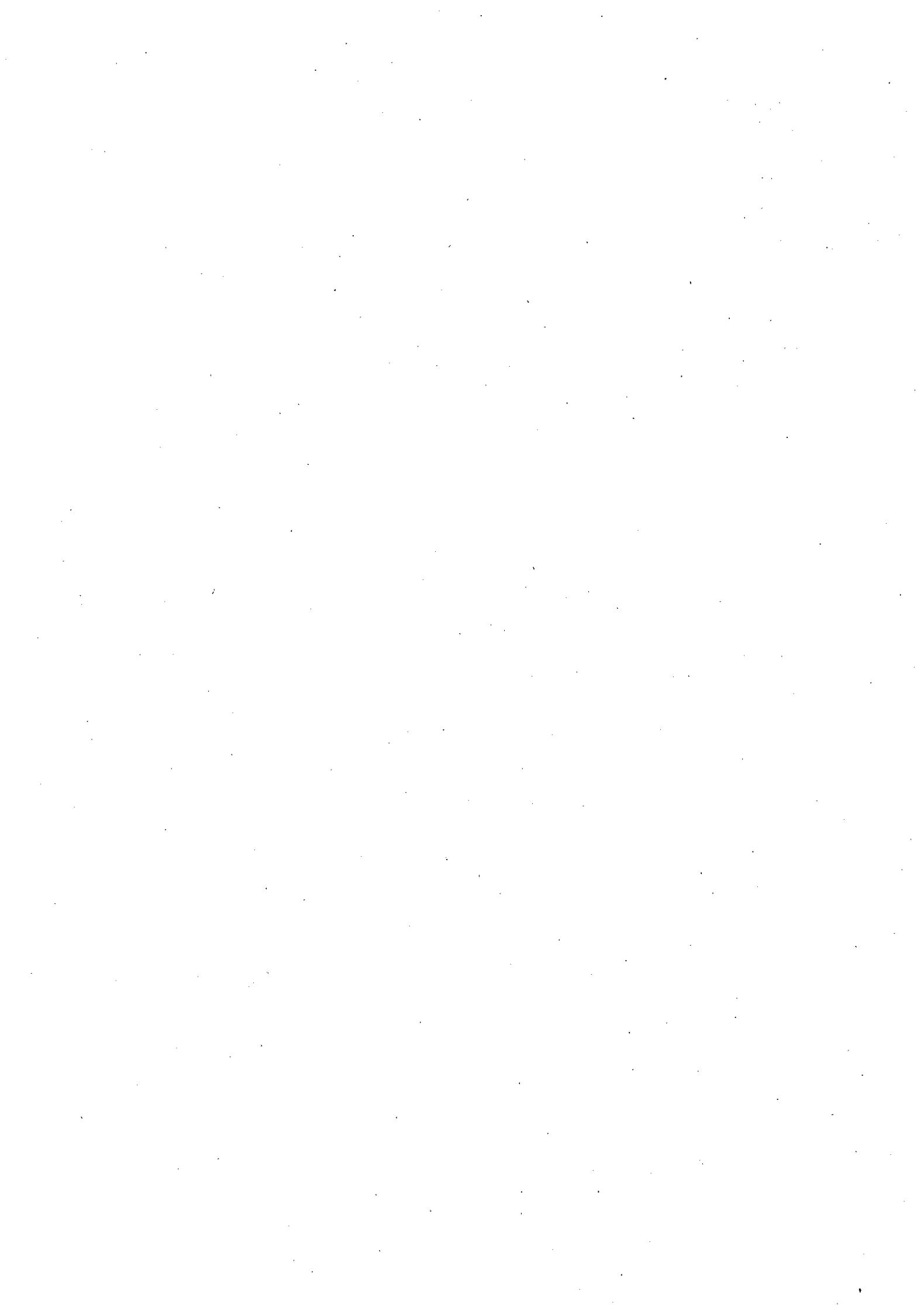
住 所
氏 名

印

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知
による法第78条に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。



21. 生活保護法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係政令の整備等 に関する政令（案）に関する概要

生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）

1 政令案の趣旨

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「令」という。）について必要な規定の整備等を行うとともに、関係政令について所要の改正を行う。

2 政令案の内容

（1）令の改正

ア 資料の提供等

保護の実施機関等が官公署等に対し、要保護者等に関する必要な資料の提供を求めること等ができる事項であって政令で定めるものについて、支出の状況及び他の法律に定める扶助の状況（収入の状況を除く。）を規定する。

イ 保護の方法の特例

保護の実施機関が代理納付をすることができる対象に、貸付金の償還金（※）及び共益費を追加する。

（※）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業として行われる無利子又は低利で資金を融通する事業により資金の貸付けを受けた場合における当該貸付金の償還に係るもの

ウ 指定医療機関の指定拒否等に係る法律

（i）指定医療機関等の指定の拒否要件の一つである、「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなるまでの者であるとき」における「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」として、以下の法律を定める。

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- ・ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- ・ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- ・ 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- ・ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- ・ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

- ・社会福祉法
- ・薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ・理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- ・柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- ・義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・精神保健福祉士法（平成 9 年法律第百 31 号）
- ・言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

(ii) 指定医療機関等の指定の取消要件の一つである、「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」における「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」として、(i) に掲げる法律のほか、以下の法律を定める。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
- ・発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

エ 就労自立給付金に関する事務の委託

就労自立給付金を支給する機関（以下「支給機関」という。）が、就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託することが適当である場合における、当該委託に係る手続について規定する。

オ その他

その他所要の改正を行う。

(2) その他関係政令の一部改正

その他関係政令について、所要の改正を行う。

3 根拠条文

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第 1 項第 1 号、第 37 条の 2、第 49 条の 2 第 2 項第 3 号、第 51 条第 2 項第 8 号、第 55 条の 4 第 3 項

4 施行期日

平成 26 年 7 月 1 日（予定）

22. 生活保護法施行規則の一部を改 正する省令（案）に関する概要

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）

1 改正の趣旨

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が平成 26 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）等について所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1）保護の開始等の申請

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護の開始の申請等は、申請書を保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に提出して行うものとする。ただし、身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととする。
- 保護の実施機関は、上記ただし書の場合において、申請者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置を探ることによって、申請書の受理に代えることができるることとする。
- 保護の実施機関は、保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならぬこととする。

（2）扶養義務者に対する通知

- 保護の実施機関が扶養義務者に対して通知する事項として、保護を開始する者の氏名及び当該者からの保護の開始の申請があった日を規定する。
- また、当該通知を行うことが適当でない場合として、
 - ① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合
 - ② 保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合
 - ③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより保護を開始する者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合を規定する。

(3) 扶養義務者に対する報告の求め

保護の実施機関は、扶養義務者に報告を求める場合は、あらかじめ、当該扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次のいずれの場合にも該当していない旨を確認するものとする。

- ① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合
- ② 要保護者が保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合
- ③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合

(4) 指定医療機関の指定等の手続

ア 指定の申請の手続

- ・ 都道府県知事による指定医療機関の指定の申請に係る手続について、申請事項に健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の保険医療機関等である旨を追加する等、所要の改正を行う。
- ・ 厚生労働大臣による指定医療機関の指定の申請に係る手続について、都道府県知事による指定の申請に係る規定と同様のものを規定する。
- ・ 指定の更新の申請に係る手続について、都道府県知事による指定の申請に係る規定と同様のものを規定する。

イ 指定の取消しに該当しないことが相当と認められる場合

指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて、厚生労働大臣又は都道府県知事が報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実等に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

ウ 聴聞決定予定日の通知

聴聞決定予定日の通知について、法に基づく検査が行われた日から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知することにより行うものとする。

エ 厚生労働省令で定める事業所又は施設

厚生労働省令で定める事業所又は施設として、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を規定する。

オ 指定の更新の申請を不要とする医療機関

指定医療機関の指定の更新の申請を不要とする医療機関について、診療所や薬局であって、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその家族のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(5) 指定介護機関の指定等の手続

ア 指定の申請の手続

- ・ 都道府県知事による指定介護機関の指定の申請に係る手続について、申請事項に申請に係る介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所を追加する等所要の規定の整備を行う。
- ・ 厚生労働大臣による指定介護機関の指定の申請に係る手続について、都道府県知事による指定の申請手続に係る規定と同様のものを新たに規定する。

イ 指定介護機関に係る別段の申出

指定介護機関に係る別段の申出は、介護機関の名称及び住所地、指定を不要とする旨等を記載した申出書を都道府県知事に提出することにより行うこととする。

(6) 指定助産機関及び指定施術機関の指定の手続

指定助産機関及び指定施術機関の指定の手続について、所要の改正を行う。

(7) 就労自立給付金の支給に関する手続

ア 就労自立給付金の支給要件

- ・ 安定した職業について、おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。
- ・ 保護を必要としなくなったと認める事由について、下記のとおりとする。
 - ① 被保護者が事業を開始し、おおむね6月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。
 - ② 就労による収入を得ている被保護世帯について、当該世帯の就労による収入が増加し、おおむね6月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。
 - ③ 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯について、当該世帯に属する被保護者が職業（安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね6月

以上最低限度の生活を維持することができると認められること

イ 就労自立給付金の支給の申請

- 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、その氏名及び住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した書面等を支給機関に提出しなければならないこととする。ただし、身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととする。
- 支給機関は、当該申請書のほか、他就労自立給付金の支給の決定に必要な書面の提出を求めることができるものとする。

ウ 世帯ごとの支給

就労自立給付金の支給は、厚生労働大臣が定めた算定方法により算定した金額を、世帯ごとに保護の廃止の決定の際に支給することにより行うこととする。

エ 過去3年以内に就労自立給付金の支給を受けた者への不支給

就労自立給付金の支給を受けた日から3年を経過しない被保護者に対しては、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、就労自立給付金を支給しないこととする。

(8) 第三者の行為による損害についての届出

被保護者は、第三者の行為を原因として医療扶助又は介護扶助を受けた場合には、その事実、当該第三者の氏名及び住所を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならないこととする。

(9) 費用の支払の申出等

○ 費用の支払の申出は、申出に係る者の氏名及び住所又は居所、保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによって行うこととする。

○ 保護の実施機関は、当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たっては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができるよう配慮するものとする。

(10) その他

その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

法第24条第1項、第2項及び第8項、第28条第2項及び第3項、第49条の2、第49条の3第1項及び第4項、第50条の2、第51条、第53条第1項、第54条の2、第55条、第55条の3、第55条の4、第78条の2、第83条の2並びに第84条

4 施行期日

平成26年7月1日（予定）

**23. 生活保護法の一部を改正する法
律の公布について
(平成 25 年 12 月 13 日社援発 1213
第 5 号厚生労働省社会・援護局長
通知)**

社援発 1213 第 5 号
平成 25 年 12 月 13 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護法の一部を改正する法律の公布について（通知）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）については、平成 25 年 10 月 17 日に第 185 回臨時国会へ法案が提出され、同年 12 月 6 日に成立し、本日公布されたところです。

この法律の施行は、平成 26 年 7 月 1 日（一部は同年 1 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日）であり、必要な政省令等を含め運用の詳細については今後順次お示ししますが、今般、法律の趣旨及び主な内容を下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講ずること。

第 2 改正の要点

1 申請による保護の開始及び変更に関する事項

保護の開始の申請、開始の決定等に当たっての申請書の提出等に係る手続を整備するものとすること。（第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項関係）

なお、申請時に必要な書類を添付して書類を提出すること（第24条第1項、第2項）の規定の整備は、法律に基づく調査権限（第29条）を強化し、実施するのであれば、申請に際しても保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるという法制的な整合性を図るためのものであり、現在、事情のある者に認めている口頭による保護の開始の申請等も含め、現行の運用の取扱いをこの改正により変更するものではない。

また、保護の開始の申請等の意思が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることは改正後も何ら変わるものではない。

保護開始の際の扶養義務者への通知（第24条第8項）の規定の整備は、扶養義務者への報告を求める（第28条第2項）や、家庭裁判所を活用した費用徴収（第77条第1項及び第2項）があり得ることから、事前に親族が保護を受けることを把握できるようにすることが適当との法制的な観点から設けるものであるが、この対象となるのは、福祉事務所が当該扶養義務者について、法第77条第1項の規定を適用させる蓋然性が高いと判断できる場合に限ることとし、厚生労働省令で定めることとする。

2 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項

（1）要保護者、扶養義務者等に対する報告の求めに関する事項

保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めることができるものとすること。（第28条第1項及び第2項関係）

なお、扶養義務者に対する報告の求めについては、現行の扶養照会とは別に実施するものであり、この対象となるのは、福祉事務所が当該扶養義務者について、法第77条第1項の規定を適用させる蓋然性が高いと判断できる場合に限ることとし、厚生労働省令で定めることとする。

（2）官公署等に対する資料提供等の求め及び銀行等に対する報告の求めに関する事項

保護の実施機関及び福祉事務所長は、必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者について、資産及び収入の状況のほか、健康状態等の事項につき（扶養義務者については、現行と変わらず資産及び収入の状況につき）、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求め、又は銀行、信託会社、要保護者等の雇主その他の関係人に報告を求めることができるものとすること。（第29条第1項関係）

（3）官公署等による情報提供に関する事項

別表第1の上欄に掲げる官公署の長等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報であって厚生労働省令で定めるものにつき、（2）による求めがあったときは、速やかに、資料の提供等を行うものとすること。（第29条第2項関係）

なお、この対象となるのは、要保護者及び被保護者であった者に係る情報に限ることとし、当該厚生労働省令で定めることとする。

3 医療扶助の方法に関する事項

指定医療機関等に委託して行う医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとすること。（第34条第3項関係）

4 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

（1）医療機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとともに、指定に係る要件について、具体的に定めること。（第49条の2関係）
- ② 指定医療機関の指定について、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとすること。（第49条の3関係）
- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないことを明確にすること。（第50条第2項関係）
- ④ 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとすること。（第51条第2項関係）
- ⑤ 指定医療機関に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告微収等について、その調査対象の範囲を拡大するものとすること。（第54条関係）

（2）介護機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、同表の中欄に掲げる介護保険法の指定等があったときは、その介護機関は、指定介護機関の指定を受けたものとみなすものとすること。ただし、当該介護機関が、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではないものとすること。（第54条の2第2項関係）
- ② ①により指定介護機関の指定を受けたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定介護機関の指定は、同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失うものとすること。（第54条の2第3項関係）
- ③ 介護機関の指定の申請及び基準等に関する事項について、医療機関の指定に関する規定を準用するものとすること。（第54条の2第4項）

（3）助産機関及び施術機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、この法律による医療扶助のための施術を担当させる機関として都道府県知事が指定するものとすること。（第55条第1項）
- ② 助産機関及び施術機関の指定の申請及び基準等に関する事項についても、医療機関の指定に関する規定を準用するものとすること。（第55条第2項関係）

5 就労自立給付金の創設に関する事項

（1）都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「支給機関」とい

う。)は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給するものとすること。(第55条の4関係)

- (2) 支給機関は、就労自立給付金の支給等のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主等に、報告を求めることができるものとすること。(第55条の5関係)
- (3) 市町村長が、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとすること。(第64条関係)
- (4) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があったときは、50日以内(再審査請求にあっては70日以内)に、当該審査請求等に対する裁決をしなければならないものとすること。(第65条第1項及び第66条第2項関係)
- (5) 市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が支給機関の委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができるものとすること。(第66条第1項関係)
- (6) 就労自立給付金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅するものとすること。(第76条の3関係)

6 被保護者就労支援事業の創設に関する事項

- (1) 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとすること。(第55条の6第1項関係)
- (2) 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の者に委託することができるものとし、当該委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。(第55条の6第2項及び第3項関係)

7 被保護者の生活上の義務に関する事項

被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えるものとすること。(第60条関係)

8 就労自立給付金に係る費用の負担に関する事項

- (1) 市町村及び都道府県は、その長が行う就労自立給付金の支給(他の支給機関から委託を受けて行う場合を含む。)に要する費用を支弁しなければならないものとすること。(第70条第5号及び第71条第5号関係)
- (2) 都道府県は、居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金の支給に要する費用(以下「就労自立給付金費」という。)等の4分の1を負担しなければならないものとすること。(第73条第3号及び第4号関係)

(3) 国は、市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の4分の3を負担しなければならないものとすること。（第75条第1項第2号関係）

9 被保護者就労支援事業に係る費用の負担に関する事項

(1) 市町村及び都道府県は、その長が行う被保護者就労支援事業に要する費用を支弁しなければならないものとすること。（第70条第6号及び第71条第6号関係）

(2) 国は、市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して算定した額の4分の3を負担しなければならないものとすること。（第75条第1項第3号関係）

(3) 国は、都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して算定した額の4分の3を負担しなければならないものとすること。（第75条第1項第4号関係）

10 被保護者が有する損害賠償請求権の取得に関する事項

都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとすること。（第76条の2関係）

11 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

(1) 徴収金の額に関する事項

① 不正な手段等により保護を受けた被保護者、医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関又は就労自立給付金を受けた者等があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとすること。

（第78条第1項から第3項まで関係）

なお、当該不正な手段等により支弁した費用の額のほかに金額を徴収する場合の考え方等については、別途示すことを予定している。

② ①による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとすること。（第78条第4項関係）

(2) 徴収金の徴収の特例に関する事項

① 被保護者が保護金品の交付又は就労自立給付金の支給を受ける前に、当該保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護金品等を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとすること。（第78条の2第1項及び第2項関係）

なお、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときの考え方等については、別途示すことを予定している。

② ①により徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して申出に係る保護金品の交付又は当該就労自立給付金の支給があつたものとみなすものとする

こと。（第 78 条の 2 第 3 項関係）

12 厚生労働大臣への通知に関する事項

都道府県知事は、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならないものとすること。（第 83 条の 2 関係）

13 緊急時における厚生労働大臣の事務執行に関する事項

4 (1) ⑤で都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとすること。（第 84 条の 4 関係）

14 罰則に関する事項

(1) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者への罰金の上限について、30 万円から 100 万円に引き上げるとともに、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するものとすること。（第 85 条関係）

(2) 5 の (2) による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者等は、30 万円以下の罰金に処するものとすること。（第 86 条関係）

(3) 6 の (2) に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するものとすること。（第 85 条の 2 関係）

15 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第 3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成 26 年 7 月 1 日から施行すること。ただし、次の改正規定については各自に定める日から施行すること。（附則第 1 条関係）

① 第二の 3 及び 7 平成 26 年 1 月 1 日

② 第二の 6、9 及び 14 の (3) 平成 27 年 4 月 1 日

2 検討

政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後の生活保護法（以下「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第 2 条関係）

3 経過措置等

その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。主なものは以下のとおり。

(1) 申請による保護の開始及び変更に関する経過措置（附則第 3 条関係）

この法律の施行前にされた第二の 1 の申請書の提出等の手続であって、この法

律の施行の際、これらに係る保護の開始又は変更の決定がされていないものについては、なお従前の例によること。

(2) 調査の嘱託に関する経過措置（附則第4条関係）

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の第29条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例によるものとすること。

(3) 指定医療機関に関する経過措置（附則第5条関係）

① この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局は、施行日に、新法の規定による指定医療機関の指定を受けたものとみなすこと。

② この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局は、施行日から1年以内であって厚生労働省令で定める期間内に指定医療機関の指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、指定の効力を失うこと。

③ この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局の指定に係る施行日以後の最初の更新については、6年ごとではなく、厚生労働省令で別途定める期間を経過する日までとすること。

④ この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、新法の規定による指定医療機関の指定を受けたものとみなして、改正後の法律の規定、②及び③を適用するものとすること。

(4) 指定介護機関に関する経過措置（附則第6条関係）

① この法律の施行の際現に指定介護機関の指定を受けている介護機関は、施行日に、新法の規定による指定介護機関の指定を受けたものとみなすこと。

② この法律の施行の際現に指定介護機関の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設（この法律による改正前の生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法第42条の2第1項の指定又は同法第48条第1項の指定があったときに、指定介護機関の指定を受けたものとみなされたものに限る。）については、当該介護保険法による指定の効力を失った場合、指定介護機関としての指定の効力も失うこと。

(5) 助産機関等に関する経過措置（附則第7条関係）

この法律の施行の際現に指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、新法の規定による指定を受けたものとみなすこと。

なお、はり師及びきゅう師については、新たに指定の申請をする必要があること。

(6) 指定医療機関等の申請に関する経過措置（附則第8条関係）

新法の規定による指定医療機関等の指定を受けようとする者は、施行日前においても、第2の4（1）①（開設者の申請に係る部分に限る。）の例により、その申請をすることができる。

(7) 指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置（附則第9条関係）

新法の規定による指定医療機関等の指定又は指定の取消しに係る要件は施行日以後にした行為によりこれらの要件として挙げられる刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの要件として挙げられる行為を行った者について適用すること。

(8) 就労自立給付金に係る施行前の準備（附則第10条）

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、第2の5（1）による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすること。

(9) 費用等の徴収に関する経過措置（附則第11条）

第2の11（1）①（不正な手段等により保護を受けた被保護者に係る部分に限る。）は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、当該施行日前の費用の徴収については、なお従前の例によること。

第2の11（1）①（医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関に係る部分に限る。）は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用すること。

(10) 罰則に関する経過措置（附則第12条）

この法律の施行前にした行為及びこの経過措置等によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第4 その他の留意事項

この法律の成立に際して、参議院厚生労働委員会において、別添のとおり附帯決議が付されているところであり、これらの趣旨を踏まえた適切な運用をお願いしたい。

(別添)

生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 25 年 11 月 12 日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、生活保護制度は、憲法 25 条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確実に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を図り、国民全体の理解を得るよう努めること。
 - 二、申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非要式行為であり、障害等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められるというこれまでの取扱いや、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。
 - 三、生活保護制度の説明資料、申請書等について、保護の相談窓口に常時配備するなど、相談窓口における適切な対応について指導を徹底すること。また、相談窓口の対応等について実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑われる事案が生じた場合に、不服のある相談者等が相談できる機関を設置するなど、制度のより適正な運営に向けた相談体制の在り方について検討すること。
 - 四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たっては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするとともに、事前に要保護者との家族関係、家族の状況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。
 - 五、生活保護受給者に対して就労による自立を促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資するという二つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付が行われるよう制度設計を行うこと。
 - 六、生活保護制度の実施体制については、受給者数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。
 - 七、5 年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に聴取した上で、必要な改正を行うこと。
- 右決議する。

**24. 生活保護法の一部を改正する法
律の一部施行について
(平成 25 年 12 月 25 日社援発 1225
第 1 号厚生労働省社会・援護局長
通知)**

社援発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活保護法の一部を改正する法律の一部施行について（平成 26 年 1 月 1 日施行分）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）については、平成 25 年 12 月 13 日に公布されたところである。このうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 34 条の改正規定（後発医薬品の使用促進に関する部分に限る。）及び法第 60 条の改正規定については、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとしている。

については、これらの改正について、下記事項について御了知の上、管内保護の実施機関をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 後発医薬品の使用促進に関する事項（法第 34 条第 3 項関係）

1 改正の趣旨及び内容

国全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることは重要である。

生活保護における後発医薬品の使用促進については、既に「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した被保護者に対して、原則として後発医薬品

を調剤する取組を行っているところである。

この取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い、被保護者の理解を促していくことが重要であることから、法第34条第3項を改正し、医療機関も含めた関係機関が、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

これにより、生活保護制度の医療扶助においても、後発医薬品の使用がより一層促進されることを期待するものである。

2 留意事項

1の法改正に併せて、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）及び指定医療機関医療担当規程（昭和25年厚生省告示第222号）の改正を行い、平成26年1月1日から施行することとしているので留意すること。

（1）規則第4条の2の新設（平成25年厚生労働省令第134号）

法第34条第3項で規定する後発医薬品の定義については、その一部を厚生労働省令（規則）に委任することとしており、これを規則第4条の2として規定する。

なお、後発医薬品の定義については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第20条第2号ニに規定されている後発医薬品と同義となるものである。

（2）指定医療機関医療担当規程第6条の改正（平成25年厚生労働省告示第385号）

ア 法第34条第3項に、指定医療機関が被保護者に後発医薬品の使用を促すよう努めなければならない旨が規定されることに伴い、従前の指定医療機関の医師又は歯科医師（投薬を行う場合に限る。）に係る規定について、法の規定と同様の規定ぶりとなるよう改正する。

また、法に後発医薬品の定義が規定されることに伴い、従前規定していた後発医薬品の定義部分を削除する（第1項関係）。

イ 指定医療機関である薬局の薬剤師について、処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならないことについて、従前より規定しているところであるが、これに加えて、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第8条第3項の規定と同様に、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならないことを規定する（第3項関係）。

第2 生活上の義務に関する事項（法第60条関係）

1 改正の趣旨及び内容

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を被保護者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である自立助長を図る基礎として、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、被保護者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、法第 60 条を改正し、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを被保護者の生活上の義務として具体的に規定することとしたものである。

この改正の趣旨及び内容を踏まえ、保護の実施機関が必要に応じて、被保護者に対し効果的に助言・指導を行うことを期待するものである。

2 留意事項

健康管理や金銭管理は、あくまで被保護者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけを理由として、保護の変更、停止又は廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

